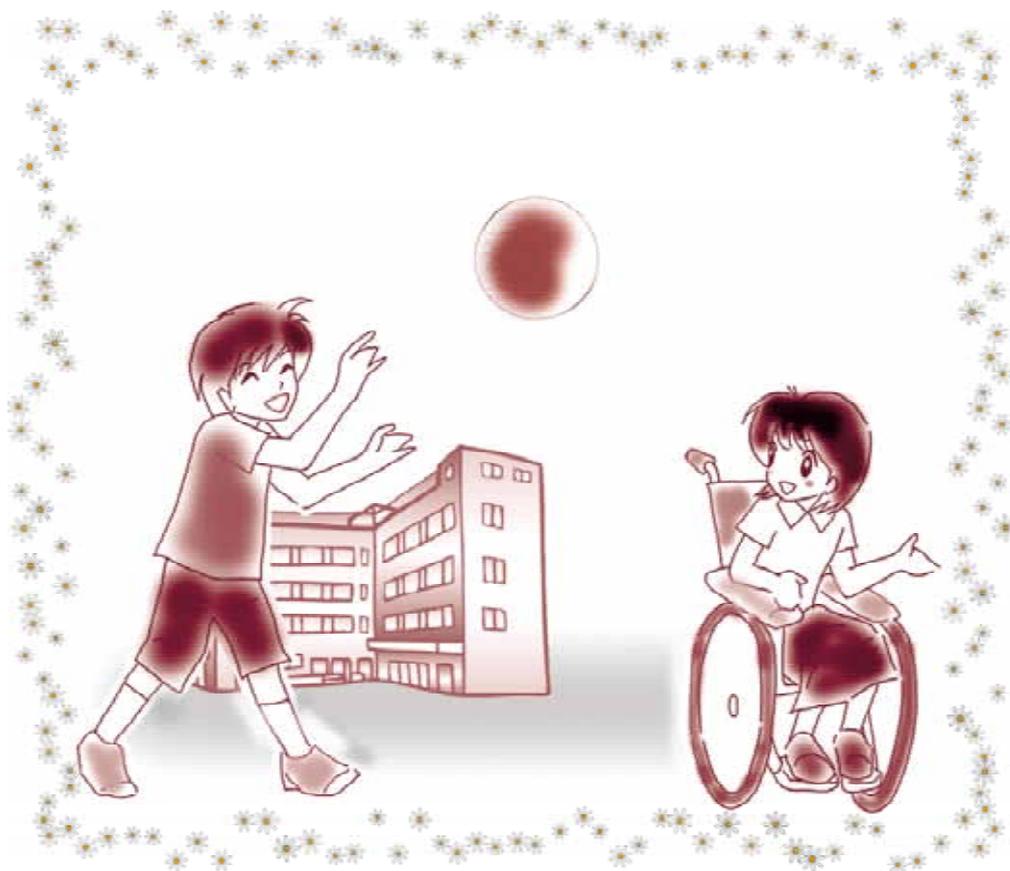


副学籍による 交流教育実施の手引き

～ 共に育ち、共に学ぼう この横浜で
“ 交流教育 ” による共生社会の実現をめざして～



横浜市教育委員会

はじめに

平成16年6月改正の障害者基本法では、国及び地方公共団体に対して「障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に進めること」が規定されました。

また、平成17年12月には、中央教育審議会より、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」が示され、平成18年6月には、学校教育法等の一部改正がなされました。小・中学校においては、特殊学級を特別支援学級に改正すること、LD、ADHD等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことや、これまでの盲・ろう・養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に転換し、小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について特別支援学校が助言・援助に努めることなどが明示される等、平成19年4月からは特別支援教育推進のための新たな教育制度が施行されました。今後、盲・ろう・養護学校は、特別支援教育を推進する上で、より一層重要な役割を担うことが求められています。

さらに、平成18年12月22日に公布、施行された教育基本法において、「障害のある者が、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」ことを新たに規定しています。

本市におきましても、平成16年度に策定した「横浜市障害児教育プラン」に基づき、特別支援教育の実現に向けた新たな教育システムの構築を目指した施策・事業を展開しております。

プランでは、LD、ADHD、高機能自閉症等の子どもを含めたすべての障害のある児童生徒等の就学から義務教育段階の具体的支援の手立て、そして、後期中等教育から就労に至るまでのライフステージを見通した支援体制づくりについて、また、これまでの個別支援学級や通級指導教室、盲・ろう・養護学校など、障害児教育を担ってきた場の在り方や、通常の学級における個別的な支援を含めた、障害児教育のさらなる充実を図るための方策などについて、横浜市のこれまでの教育財産や人的資源を最大限に生かしながらも、教職員の意識改革を含めたより抜本的な施策の必要性を強調しています。

そしてさらに、地域を核とした学びの場の保障や支援を実現していくための「副学籍」の取組についても述べています。

このため、平成17年度から、「副学籍モデル校事業」を立ち上げ、平成7年度より推進してきた居住地校交流のさらなる充実をめざした研究を、モデル校における実践的な取組を通して進めてまいりました。これを踏まえ、平成19年1月策定の「横浜教育ビジョン推進プログラム」の重点施策の一つに「横浜から創る新たな特別支援教育の推進」を掲げ、「副学籍の推進による心のバリアフリーの促進」についても、重点事業として平成19年度より、全校展開していくことといたしました。

この度、副学籍検討プロジェクトの細村委員長、関戸副委員長をはじめ、委員の方々のご協力を得て、このような手引きをまとめることができましたことに、心より感謝申し上げます。

各学校におかれましては、これまでも積極的に交流教育の実践に取り組んでいますが、ノーマライゼーションの理念に基づく教育の趣旨とその重要性をご理解いただくとともに、この手引きを積極的にご活用いただき、地域における交流及び共同学習のさらなる推進により、21世紀を生き抜く子どもを育む学校・学級を創造していくことを心より期待します。

平成19年4月
横浜市教育委員会

目 次

1 共に育ち、共に学ぶ交流及び共同学習のめざすもの

- (1) 副学籍とは 1
- (2) 副学籍の取組のめざすもの 1

2 副学籍による交流教育実施の流れについて

- (1) 副学籍による交流教育実施の流れ 2

3 副学籍による交流教育を効果的に進めるにあたって

- (1) 小・中学校（副学籍校）における具体的な体制づくり 4
- (2) 校内委員会等校内組織づくり 5
- (3) 副学籍による交流教育実施のための準備体制 6
- (4) 副学籍による交流教育の教育課程上の位置づけ 7
- (5) 「個別の教育支援計画」への記載 8
- (6) 「交流教育実施計画書」の作成 9
- (7) 副学籍による交流教育実施上の留意事項 10
 - 小学校 中学校
 - 特別支援学校
 - ・ 視覚障害
 - ・ 聴覚障害
 - ・ 知的障害
 - ・ 肢体不自由
 - ・ 病弱
- (8) 副学籍の取組についての評価と改善に向けて 19

4 副学籍による交流教育の事例

- (1) 特別支援学校（視覚障害）児童の交流教育 21
- (2) 特別支援学校（聴覚障害）児童の交流教育 23
- (3) 特別支援学校（知的障害）児童生徒の交流教育 25
- (4) 特別支援学校（肢体不自由）児童の交流教育 27
- (5) 特別支援学校（病弱）児童生徒の交流教育 29

副学籍による交流教育 Q & A

- Q 1 副学籍による交流教育を始めるとき、学校としてどのような点に配慮する必要がありますか。 3 3
- Q 2 在籍校、副学籍校両校の担任同士の連携の仕方について、教えてください。 3 4
- Q 3 副学籍による交流教育の実施にあたって、保護者・本人の希望はどこまで受け入れることが必要ですか。 3 5
- Q 4 副学籍による交流教育に担任の引率ができない場合は、どうすればよいでしょうか。 3 6
- Q 5 副学籍による交流教育は、副学籍校と特別支援学校の児童生徒にとって、どのような意義があるのですか。 3 7
- Q 6 副学籍による交流教育で、授業交流をする場合、副学籍校では特別な授業をするのですか。また、評価はどうしますか 3 8
- Q 7 副学籍による交流教育実施に、施設面の整備（改善）が必要な場合は、どうしたらよいでしょうか。 3 9
- Q 8 学区に居住する県立特別支援学校の児童生徒についても、副学籍について同様に対応するのでしょうか。 4 0
- Q 9 副学籍による交流教育で、万一事故が起きたとき責任はどこにありますか。 4 1
- Q 10 副学籍による交流教育を行った場合、出席簿等の記載はどうしますか。また、在籍校の休業日に交流教育を行った場合は、どうなりますか。 4 2
- Q 11 児童生徒の居住地の小・中学校以外の学校を副学籍校として指定してもらうことはできますか。 4 2
- Q 12 「副学籍による交流教育」実施の経過を教えてください。 4 3

資料編

- ・副学籍による交流教育実施要綱 4 5
- ・副学籍による交流教育実施要領 4 7
- ・副学籍による交流実施関連書式 4 9
- ・副学籍による交流教育のご案内 5 5
- ・居住地校交流実施状況（平成18年度） 5 7
- ・副学籍検討プロジェクト会議等における審議経過 5 8
- ・平成17～18年度 副学籍検討プロジェクト会議名簿 5 9

1 共に育ち、共に学ぶ交流及び共同学習のめざすもの

(1) 副学籍とは

副学籍とは、ノーマライゼーション()の理念に基づく教育を推進する観点から、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図る等交流及び共同学習を進めるとともに、特別支援学校の児童生徒に対する必要な教育的支援を居住地の学校においても行うための仕組みです。

このため特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童生徒の居住地を通学区域(学区)とする小・中学校を「副学籍校」として指定します。

特別支援学校(在籍校)と副学籍校とは、児童生徒の障害の状態や教育的ニーズに基づき、交流の目的や内容、時間設定等について調整し、副学籍による交流教育の取組を進めます。

ノーマライゼーション：

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で、普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え。

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の最も重要な理念。

(2) 副学籍の取組のめざすもの

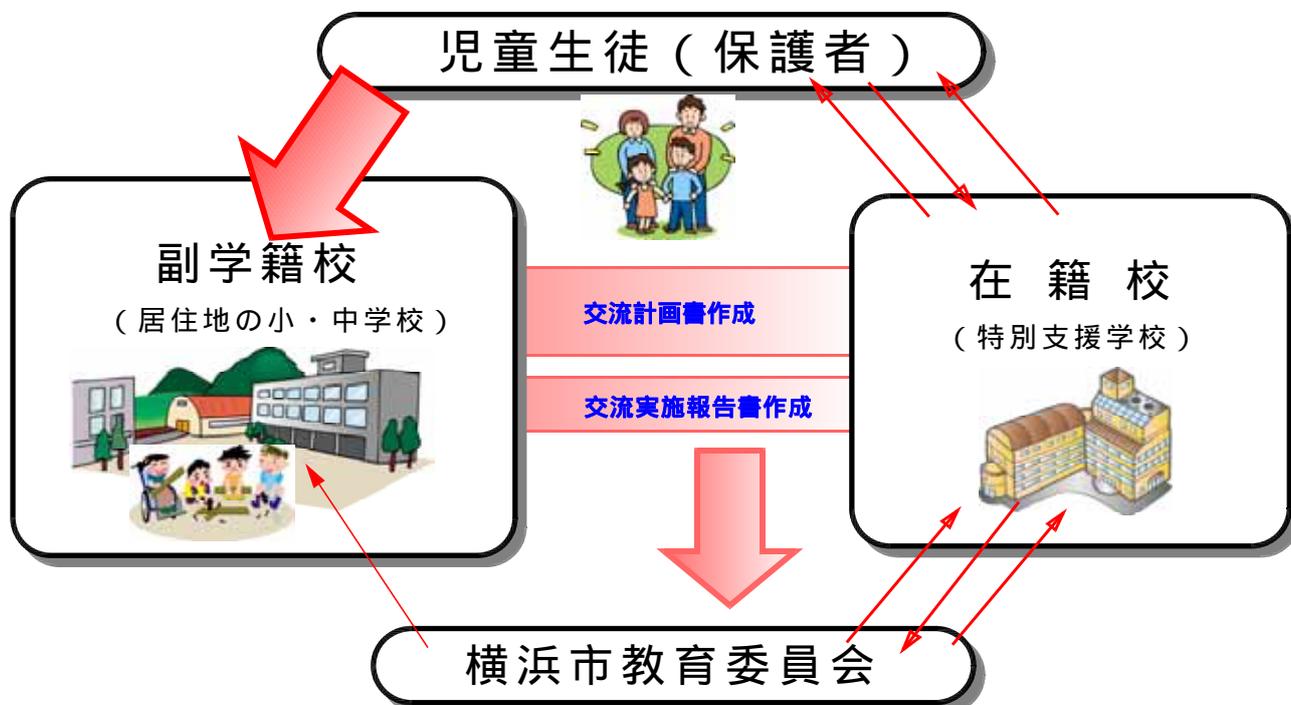
特別支援学校と小・中学校の子どもが、共に“学び”共に“育つ”ことができる体制づくりを進め、仲間意識を育てます。

特別支援学校に在籍する児童生徒には、自分の暮らす地域の子どもたちとふれ合い、地域において活動する場を広げ、「社会で自立できる自信と力」を育むことをめざします。小・中学校の児童生徒には、特別支援学校に在籍する子どもたちをはじめ、障害児者に対する理解を深め、心の障壁をつくらない「心のバリアフリー」を育むことをめざします。



2 副学籍による交流教育実施の流れについて

(1) 副学籍による交流教育実施の流れ



副学籍による交流教育を進める上での主な流れは次のようになります。

横浜市教育委員会は、副学籍による交流教育推進「案内リーフレット」等の必要書類を在籍校あてに送付する。

在籍校は、「案内リーフレット」等を保護者に説明・配布する。

保護者は、居住地等の小・中学校に副学籍を置き、交流教育を希望する場合、在籍校に意向を申し出る。

在籍校は、希望する児童生徒について、教育委員会あてに連絡する。 1号様式

教育委員会は、在籍校からの連絡を受け、希望する児童生徒の居住地等の小・中学校に対し、副学籍校の指定通知を行う。 2号様式

教育委員会は、在籍校に対し、副学籍校の指定について連絡する。 3号様式

在籍校は、教育委員会から送付された保護者あての指定通知書を保護者に手渡す。 4号様式

副学籍校及び在籍校は、当該児童生徒の「個別の教育支援計画」や副学籍校内の児童生徒の交流目標等に基づいて副学籍による交流教育の実施について協議し、在籍校は「副学籍による交流教育計画書」を作成、教育委員会に送付する。 5号様式

副学籍校及び在籍校は、「副学籍による交流教育計画書」に基づき、交流教育を開始する。

在籍校と副学籍校は、年度末に協議し、在籍校は「副学籍による交流教育実施報告書」を作成し、教育委員会に報告する。 6号様式

副学籍による交流教育 / 概念図

横浜市障害児教育プラン重点施策事業

横浜教育ビジョン推進プログラム重点事業

居住地の小・中学校に「副学籍」を置き、
より計画的で実りのある交流教育を充実します。



3 副学籍による交流教育を効果的に進めるにあたって

(1) 小・中学校(副学籍校)における具体的な体制づくり



子どもに関する状況の把握

保護者及び在籍校との協議や情報交換

- ・ 障害の状態など配慮事項の把握等
- ・ 在籍校における学習や生活の様子
- ・ 保護者の願いや希望
- ・ 実施にあたっての留意事項 その他

校内における理解・啓発

教職員、PTA、校内の子どもへの理解啓発

- ・ 子どもに関する情報提供について保護者の同意を確認
- ・ 教職員による共通理解のための研修
- ・ PTAや校内の子どもに対する理解啓発(学校だよりや掲示板等による紹介)
- ・ 個人情報保護についての留意 その他

支援体制づくり

交流学級(副学籍校における)の決定
保護者や在籍校との協議のもと決定する。

活動のための協力体制の検討

副学籍校の教職員、在籍校の教職員、保護者、PTA等との連携協力のもと、柔軟な対応を図る。

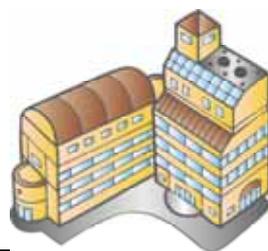
交流教育の紹介・情報提供

保護者、在籍校への情報提供

- ・ 学校だより、学級だより、PTAだより等の配布
- ・ 学校行事への案内

(2) 校内委員会等校内組織づくり

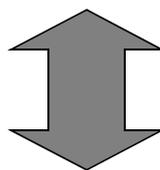
児童生徒の在籍校である特別支援学校及び副学籍校である地域の小・中学校では、学校として計画的、組織的な取組を進めます。副学籍による交流教育実施に関する具体的な取組や内容を検討し、実施するための校内組織を明確に位置づけることが重要です。



特別支援学校（在籍校）の校内組織

学級担任や特別支援教育コーディネーター等を中心に、校内交流委員会や所属学部などでの組織的な取組を行います。

副学籍による交流教育を実施する子どもたちの状況把握、副学籍校との連絡など、具体的な対応を進めるために必要な体制整備を図ります。



小・中学校（副学籍校）の校内組織

各学校に設置されている「特別支援教育校内委員会」の取組内容のひとつとするなど、学校経営計画の中で、副学籍の取組を推進する校内組織を明確に位置づけます。

校内委員会において「交流学級」を決定します。

交流教育の取組の協力体制を検討します。全校で計画的、組織的に取組む観点が必要です。

在籍校との連絡窓口や校内における連絡・調整を行う担当者（特別支援教育コーディネーター等）を明確にします。



(3) 副学籍による交流教育実施のための準備体制

交流教育を円滑に進めるために、交流を実施する児童生徒の障害の状態等に応じて、さまざまな条件整備や確認すべき事項があります。

副学籍校と在籍校との間で事前に十分打ち合わせを行う必要があります。なお、**個人情報の扱いについては、保護者との確認を行うことが重要です。**

特別支援学校（在籍校）

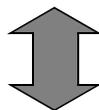
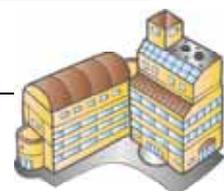
副学籍校への通学方法等の確認をします。

- 自宅から副学籍校までの通学方法、通学ルート等の確認
 - 在籍校から副学籍校までの通学方法、通学ルート等の確認
- 自力通学が可能か

介助・引率者が必要か 保護者または教師の介助・引率方法の検討

安全に通学をするために必要な学習の計画的実施

交流を実施するねらいを達成するため、必要な事前指導を十分に行います。児童生徒の障害の状態等に応じた配慮事項を伝え、必要な準備を行うため、副学籍校との打ち合わせを行います。



小・中学校（副学籍校）

在籍校と十分に連携をとりながら、必要な準備を進めます。

備品等の準備

- 靴箱 ○ロッカー ○机 ○椅子 名札など
- 学校や学級への帰属感を高め、交流教育を効果的に進めるためにできる限り用意をします。

施設面の準備

エレベーター等の大規模な施設改修は、すぐに対応することが困難です。現状施設で対応するための配慮や工夫などについて検討します。

教材等の準備

学習用教材 消耗品等

在籍校や家庭で用意してもらうものについては、事前に伝えます。

教科書、副教材等

教科学習交流の場合は、当該校使用の教科書等の準備方法について在籍校や保護者と相談します。

校内での一時貸与等も考えられます。

給食

給食を用意する場合は、事前に献立等を伝えます。実費は保護者より徴収します。

校内における理解・啓発

全校児童生徒に対して、交流学習についての理解を十分に図ります。

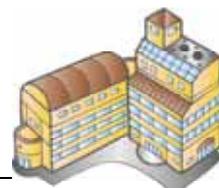


(4) 副学籍による交流教育の教育課程上の位置づけ

副学籍による交流教育の取組は、児童生徒の障害の状態等に応じて、在籍校である特別支援学校の教育課程や、一人ひとりの「個別の教育支援計画」に基づいて実施することが重要です。

また、副学籍校の実状によっては、在籍校や保護者の希望通りの交流を実施することが難しい場合もあります。その場合には、両校で十分協議・検討して、今後の課題を把握しつつ、現段階で可能な取組から実施していくこととします。

教育課程上の位置づけについては以下の観点を重視してください。



特別支援学校（在籍校）

在籍校の教育課程の全体計画の中に確実に位置づけます。

各教科、領域等の中の分野に位置づけるか、十分に検討します。

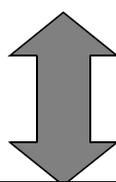
「年間指導計画」において、計画的に取り扱います。

当該児童生徒の年間総授業時数の換算等を適切に行います。

一人ひとりの「交流のねらい」を明確にします。

個別の教育支援計画における「教育的ニーズ」等に基づき、「交流の目的」を明確にして実施計画を作成します。

計画立案に際しては、在籍校における当該児童生徒の学習に遅れ等の支障が生じないように配慮します。



小・中学校（副学籍校）



学校経営計画の中で、副学籍校の児童生徒にとっての「交流のねらい」を明確にします。

「年間指導計画」において、計画的に取り扱うことが求められます。

具体的な交流計画立案に際しては、小・中学校及び特別支援学校双方の児童生徒にとっての「教科等の目標」とともに「交流のねらい」を考慮します。

(5) 「個別の教育支援計画」への記載

教育的ニーズの把握（書式1）

「個別の教育支援計画」の作成に当たっては、副学籍による交流教育の実施に関わる子どもの願い・保護者の願いを大切にします。書式1では、「子どもの願い・保護者の願い」や「保護者の要望」の欄に記載しますが、「副学籍」等という欄を設けて記載することも可能です。

【書式1 教育的ニーズの把握 記入例】

フリガナ 氏名	*** **	性別 男	小学部 4年*組	平成19年5月10日 記入者名 ****
項目		現在の状態		
健康	障害の様子 発達の様子	中度の知的発達の遅れ及び自閉症。 言語理解は2歳レベルだが、ごく日常的な指示理解はできる。発音は不明瞭でエコラリアが中心だが、3年生後半より、自発的な発話も増えてきている。		
	医療 興味・関心	電車が好きで、乗り物の図鑑やビデオは集中して静かに見ている。		
生活	手先の操作	手指の細かい操作にはぎこちなさが見られるが、書字には興味を持ち始めている。		
	生活	全般的に行動はゆっくりで、マイペースな対応が多い。		
家庭 関係 ・ 地域 機関	子どもの願い	友だちと一緒に勉強したり遊んだりしたい。		
	保護者の願い	基本的な文字の読み書きや計算ができるようになって欲しい。 たくさんの人に好かれる優しい子になって欲しい。		
	保護者の要望	居住地での交流の機会を増やしてほしい。		
	教師の願い	周りの動きに合わせた行動がとれるようになって欲しい。		
	就学前機関 地域での活動	本人なりの理解や行動のペースを理解した対応が必要である。 近所の水泳教室に週1回通っている。		

教育的ニーズの選定（書式2）

ここでは、子ども・保護者の願い・要望、教師の願い等をもとに、学校教育で取り組むニーズを精選し整理して、教育的ニーズを記入します。

【書式2 教育的ニーズの選定 記入例】

項目	内容
教育的ニーズ	友だちと一緒に活動する経験を重ね、周囲に合わせた行動がとれるようにする。
重点課題	地域の**小学校との副学籍による交流教育を通して、地域の子どもたちとの交流の機会を多くする。
優先内容	交流で参加できる学習活動を増やし、「個別の教育支援計画」に基づいた計画的な指導や支援により、所属意識を高められるようにする。 要求の表出の手段としての発声・発語や文字の読み書きを確実にする。



より詳細な交流計画は、交流計画書等に記載しますが、「個別の教育支援計画」にも本人・保護者との話し合い等により、きちんと位置付けておくことが必要です。

(6)「交流教育実施計画書」の作成

副学籍による交流教育の実施にあたっては、副学籍を置く学校と在籍校の協力と連携が重要であることから、両校が事前に十分打ち合わせや情報交換を行う必要があります。「打ち合わせ会」は、次のような内容を検討します。

両校の学校長、担任、特別支援教育コーディネーター等の顔合わせ。
特別支援学校（在籍校）及び対象児童生徒の理解。
副学籍校、在籍校相互の見学についての調整。
副学籍による交流教育の通学方法等（送迎・付添等）の確認。
交流教育実施計画書の作成。

 具体的な内容については、新規に始める場合と継続的に実施する場合では異なります。また、1回の打ち合わせで終了する場合と、何度かに分けて打ち合わせを行うことが必要な場合もありますが、いずれの場合でも、両校の児童生徒が不安なく安心して交流が開始できるよう、常に子どもの視点に立って検討し、立案していくことが大切です。また、内容によっては、保護者・本人が同席し、意向を確かめながら話し合っていくことも必要となります。

計画書の書式（5号様式）は、53ページの通りですが、特に網掛けゴシックの項目については、両校で検討し、調整を図りながら作成していくことが重要です。

- 1 児童生徒名
- 2 学部・学年
- 3 保護者名
- 4 担当教諭
- 5 副学籍校名・校長名
- 6 副学籍校担当者名
- 7 **交流学級・交流期間**
- 8 **交流目標**
- 9 **交流内容**
 - ・行事名
 - ・授業名
- 10 **交流方法**
 - ・交流期間
 - ・交流回数、時数
 - ・付き添い者
- 11 **評価の観点**
 - ・個別の教育支援計画の目標に基づく評価
- 12 **配慮事項**
 - ・指導面
 - ・移動面他

 年度末には、在籍校と副学籍校とが話し合いながら取組の評価を行い、在籍校が「副学籍による交流教育実施報告書」（6号様式）を特別支援教育課へ提出します。

(7) 副学籍による交流育実施上の留意事項

小学校

障害のある子どもに対する理解を深めるため、特別支援学校の児童本人に対する障害の特性に応じた配慮を行うとともに、副学籍校の児童に心のバリアフリーを育むためにも、交流学習の意義などについて説明を行うことが大切です。

視覚障害のある児童への配慮

言葉だけでなく手で触れる課題を工夫し、言葉による指示や周りの状況を説明するときは、具体的な言葉で伝えます。

弱視の児童の場合は、板書の文字を大きくし、丁寧に書き、見やすいように、照明にも配慮します。

移動するときは、一緒に移動し、子どもたちが対応するときには、教師も付添いながら、ゆっくりと歩行をあわせるようにします。

視野が狭い場合は、児童が移動しやすいよう周りの環境を整備し、安全を確認します。

聴覚障害のある児童への配慮

話をしたり声をかけたりする場合は、児童の正面から対応し、口元がはっきり見えるようにして話しかけます。

理解しやすいように、文字を書いたり、具体物を示したりします。

互いに理解し合える方法を在籍校の担任から具体的に聞き、児童間でコミュニケーションがスムーズに行くよう事前に学習します。

活動内容を黒板に書いたりメモとして渡したりして、全体の内容や手順が視覚的に分かるようにします。

知的障害のある児童への配慮

児童の興味関心が何かを、事前に在籍校や保護者に確認しておきます。

内容を簡単にしたり、同じ内容を繰り返したりして、わかりやすい内容にし、体を動かすゲームや歌など、楽しく参加できる内容を工夫します。

具体的な内容や絵、写真等を活用して、児童が課題を理解できるようにします。

肢体不自由の児童への配慮

児童自身が車いすや杖などを使用して移動する場合は、周りの児童がぶつかったり、側を走ったりしないように事前に伝えます。また、階段昇降のときには、周りを広く開け、ゆっくり移動できるように周囲を歩いている児童にも声をかけるようにします。段差がないかどうかなど、安全な環境に目を配ります。

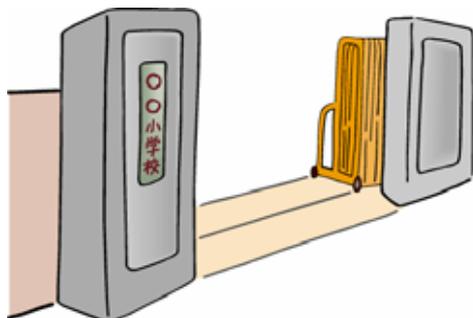
座席や姿勢の保持に関して、児童が安全で安定しやすい状態であるように配慮します。またトイレなども事前に確認して、使用の際の留意点や介助方法などについて検討しておきます。

子ども同士のコミュニケーションがとれるように、必要に応じてコミュニケーションボードなど、それぞれの児童にあった方法で援助します。

病弱の児童への配慮

健康状況を的確に把握し、活動して良い内容を、事前に主治医や保護者から確認し、身体的・精神的な負担にならないように配慮します。また、交流途中の健康観察にも留意します。

教室の学習環境として、衛生状態や室温などにも配慮します。



中学校

中学生は思春期にあたり、精神的にもやや不安定な時期です。特別支援学校の生徒本人に対する障害の特性に応じた配慮を行うとともに、副学籍校の生徒にも、交流について事前に十分説明を行い、できるだけ自然な態度で接することができるよう配慮しておくことが大切です。

視覚障害のある生徒への配慮

生徒とのコミュニケーションを図るには、言語表現による具体的な状況説明や、直接手にとって触れたりする支援等も重要です。

弱視の場合は、文字表現の明確化、照明等の配慮が重要です。

将来の実質的な自立を図ることをねらいとした交流もあります。自分でできることはできるだけ自分でさせるなど必要最小限の介助にとどめる配慮も必要です。

○校内移動するときは、他の生徒がつかず離れず“見守れる距離”を置きながら一緒に移動し、ゆっくり歩行速度や歩調を合わせるようにします。

視野が狭い場合もあることに留意し、安全確認など周囲の生徒による校内移動への協力が必要なこともあります。

聴覚障害のある生徒への配慮

社会参加するための重要な交流体験です。単に「触れあう」だけではなく、日常的な関わりの中から、自然に学び合うための場となるような実体験となる必要があります。

○話しかけたり声をかけたりする場合は、生徒の正面の方向から、口元がはっきり見えるようにして話しかけることが大切です。表情の豊かさも理解の手だてとなります。

理解しやすいように、メモ帳に文字化して伝えたり、具体物を示したりすることで、一層コミュニケーションが図りやすくなります。

互いに理解し合える方法などについて在籍校の担任からアドバイスを受け、生徒間でコミュニケーションが円滑になるよう事前に学習します。

知的障害のある生徒への配慮

○生徒によって障害や発達の状態がさまざまであり、交流のねらいを事前にしっかり確認しておきます。

生徒の興味関心の状況について事前に在籍校や保護者から情報を得ておきます。

自閉症の生徒などの場合、予期しにくい突発的な行動があることも把握しておくことが必要です。

肢体不自由の生徒への配慮

生徒自身が車いすや杖などを使用して移動する場合は、周りの生徒がぶつかったり、側を走ったりしないように事前に伝えます。また、階段昇降のときには、周りを広く開け、ゆっくり移動できるように周囲の生徒にも声をかけるようにします。段差がないかどうか安全な環境に目を配ります。

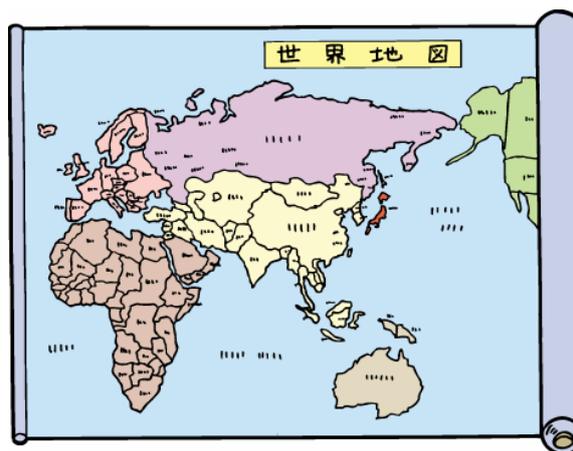
座席や姿勢の保持に関して、生徒が安全で安定しやすい状態であるように配慮します。またトイレなども事前に確認して、使用の際の留意点や介助方法などについて検討しておきます。

生徒同士のコミュニケーションがとれるように、必要に応じてコミュニケーションボードなど、それぞれの生徒にあった方法で援助します。

病弱の生徒への配慮

健康状況を的確に把握し、活動して良い内容を、事前に主治医や保護者から確認し、身体的・精神的な負担にならないように配慮します。また、交流途中の健康観察にも留意します。

教室の学習環境として、衛生状態や室温などにも配慮します。



特別支援学校（視覚障害）

視覚障害の程度は、児童生徒によりさまざまですが、障害の状況を副学籍を置く学校に分かりやすく伝えるとともに、特に安全面や緊急時の対応等については在籍校と同様の配慮がなされるよう、特別支援学校から積極的にアドバイスしていき、理解を図っていくことが重要です。

主な配慮事項

見えにくさへの配慮

- 弱視の児童生徒の場合は、視力や視野の状況等について、できるだけ具体的に副学籍校に伝え、見やすい文字の大きさや書体、明るさなどについて、盲特別支援学校で使用している教材や配慮事項も含めて示していく必要があります。
- 全盲の児童生徒の場合は、点字タイプライタなどを授業中に使用することもありますので、在籍校と副学籍校でよく打ち合わせをし、学校での準備が難しい場合は家庭の協力も得ることが必要です。
- 弱視の児童生徒も見え方はさまざまですので、一人ひとりの特徴を詳しく説明するとともに、視覚や言葉による説明だけではなかなか理解しにくいので、実際に手で触れさせたり、周囲の状況をイメージしやすいように具体的に説明するなどの配慮が一斉指導場面でも必要であることを伝えます。

教科書・教材への配慮

- 視覚に障害のある児童生徒は、視力の状態等に応じて拡大教科書や点字教科書を使用していますが、在籍校で使用している教科書と副学籍校で使用している教科書が異なる場合があります。同じ教科書を使用している場合でも、進度が異なることもあるため、通常の教育課程による教科学習場面での交流では、教科書や教材等についても両校で事前によく確認・調整していく必要があります。

安全面への配慮

- 視覚に障害のある児童生徒は見えにくさのため、急な飛来物を避けるのは困難です。休み時間などを過ごす場所として、ボール等が飛んでくる可能性のある場所や周囲の子どもたちが激しい動きしている場所は危険です。また、眼への衝撃も重大な事故につながるため、保護者の協力も得ながら、安全面への配慮について心がけるべきことを具体的に伝えていきます。

性格面・個性等への考慮

- 盲特別支援学校では活発に振る舞っていても、慣れない場面では急に大人しくなってしまう子どももいます。自分から積極的に発言していくようなタイプではない場合は、新しい環境に無理なく慣れることができるよう、両校の担任が丁寧に連絡を取り合い、不安なく交流が続けられるように配慮していくことが必要です。

特別支援学校（聴覚障害）

聴覚障害は、見えにくく、理解されにくい障害であるとよく言われます。また補聴器さえ装用していれば、軽度の近視が眼鏡により概ね矯正できるように、ほぼ正確に聞き取れているのではないかと誤解されてしまうことも多くあります。

しかし、実際の交流場面では、聞き取りにくさに起因するさまざまな課題が生じてきますので、予測されることがらについては、特別支援学校の担当者として、副学籍校に正しく伝えていき、理解を図っていくことが重要です。

主な配慮事項

聞こえについての配慮

- 難聴児の聞こえの状態は様々であり、一人ひとり異なります。補聴器の装用によって、かなり効果が認められることもあります。装用していてもあまり効果が見られない場合もあります。そのため、副学籍校には正しく児童生徒の聞こえの状況を伝えることが大切です。
- 補聴器は話声だけでなく、雑音も同じように増幅してしまうため、教室内の騒音への対策は特に大切です。テニスボールを机・椅子の脚にはめるなど、騒音を軽減するための手だてや必要な準備についてのアドバイスが必要です。

座席の位置についての配慮

- 聞こえにくいということから、一番前に座席を用意してしまうことがありますが、聴覚に障害のある子どもは耳だけでなく、視覚的な情報からも多くを得ているので、周囲の様子を目でとらえながら状況を把握することができる、2～3列目あたりが望ましいということ伝えていく必要があります。
- 逆光になると、話者の顔の表情や口の動きが極端に読みとりにくくなるので、廊下側の席（逆光になりやすい）よりは明るい窓側の席の方が良いということも理解してもらい必要があります。
- 活動内容などによっても、適切な位置は変わりますので、折に触れて本人に尋ねながら、最も情報が得やすい場所を考えていくよう、アドバイスをしていくことが必要です。

言葉の力についての配慮

- 知的には遅れがなくても、言語力に弱さが見られる場合は、それを正しく担任や指導担当者に伝え、学習場面や周囲の児童生徒とのコミュニケーションの際に配慮が必要なことを伝えていきます。

性格面・個性等への考慮

- ろう特別支援学校では元気に振る舞っていても、慣れない場面では急に大人しくなってしまう子どももいます。自分から積極的に発信していくようなタイプではない場合は、新しい環境に無理なく慣れることができるよう、両校の担任が丁寧に連絡を取り合い、不安なく交流が続けられるように配慮していくことが必要です。

特別支援学校（知的障害）

知的障害のある児童生徒の交流は、まず、発達や障害の状態を、十分に理解することが重要です。交流の場としては、普通学級の場合も、個別支援学級の場合もありますが、交流の目的に応じて、有意義な内容となるよう配慮してください。

主な配慮事項

教室移動についての配慮

- 学習場面によって校内の教室移動がありますが、一人ひとりの障害の状態に応じて必要な配慮事項について伝えることが大切です。
自閉症児は、初めて出会う人や新しい場に対して強い不安感を抱くことがあることや楽しい雰囲気でも移動することで、不安感が和らぐこともあることなどを伝えます。また、障害の特性上、手をつながれることを極度に嫌う児童生徒については、留意してもらいます。
- ダウン症児の場合は、階段昇降がとても苦手であり、急がせずに当該児のペースでの昇降に配慮することや低学年の場合は、軽く手を添えて介助することが必要な場合があることなどを伝えます。

給食についての配慮

- 給食交流を行う場合、特定の食材に好き嫌いを示す場合もありますので、保護者から確認を得ておくことが大切です。食事の摂食量を制限している場合には、「おかわり」などにも、留意が必要なことを伝えます。
- 食事の介助が必要な場合は、引率教員や保護者が行います。

排泄

- 交流学級の教室に最も近いトイレの場所や使用方法を、あらかじめ児童生徒に示し、確認しておくことが必要です。慣れない場ですから緊張のあまり、尿意を自分から言葉で表現することが不得手な子どももいます。長時間がまんすることがないように留意します。
- 排泄の介助が必要な場合は、引率教員や保護者が行います。

健康管理

- 交流当日、平常時よりも常同行動が極端に多く、情緒的に不安定だったり、パニックが生じたりした場合は、交流を見合わせましょう。思わぬ事故に繋がることもありますので、慎重を期しましょう。
- 両校のインフルエンザ等の発生状況に留意し、感染の可能性が考えられる場合には、交流を見合わせましょう。
- 小・中学校の校舎内の気温は、在籍校の環境とは大きく異なります。着衣等による寒暖調節の工夫をするとともに、子どもによっては、発作頻発の時間帯を避けるなど、健康面に配慮した交流計画を立てることが重要です。

特別支援学校（肢体不自由）

肢体不自由のある児童生徒の交流には、まず、移動や介助など物理的、行動上の制約があることを踏まえ、具体的な手だてを講じることが大切です。

主な配慮事項

移動についての配慮

- 移動等の介助を受けることも交流の大切な内容の一つになります。歩行が不安定な子どもの介助方法や車椅子の基本的な操作方法などを副学籍校の教師や児童生徒に理解してもらいます。
- 階段を使って車椅子の子どもを移動させる場合は、特に事前の打合せをしっかりと行うことが大切です。
- スリッパを履いての介助は、つまずき等事故の原因となることがありますので、在籍校の教師や保護者は上履きを持参します。

給食についての配慮

- 給食の時間に交流を行う場合は、あらかじめメニューを確かめ、食形態や食器具などについて打合せをします。必要な場合は、スプーンなどを家庭から持参します。また、小学校の食形態が子どもに合わない場合は、弁当等を持参します。
- 食事の介助は、原則的に引率の教員または保護者が行います。

トイレについての配慮

- 車椅子用トイレなどの位置や仕様をあらかじめ確認しておきます。オムツ交換等が必要な場合は、適切な場所を用意してもらいます。
- 排泄の介助は、在籍校の教員または保護者が行います。

健康面での配慮

- いつもと違う環境での学習は、子どもにとって緊張したり、疲れたりしやすいものです。体調がいつもと違う時には、交流学习を見合わせます。
- 副学籍校におけるインフルエンザ等の発生状況に留意し、感染の可能性が考えられる場合は、交流学习の延期や中止について検討します。
- 小・中学校の校舎内の室温は、在籍校の環境とは大きく異なります。特に、夏や冬には、着衣等による調節などの工夫をするとともに、子どもによっては、身体的に負担とならないような時期や時間に配慮した交流計画を立てることも必要です。

特別支援学校（病弱）

病弱児童生徒の交流教育は、病気治療後の前籍校への復帰プログラムの位置づけとして実施されています。副学籍校は、治療前に通っていた学校であり、日常的によく知り合っている児童生徒間の交流という特徴があります。児童生徒が、実質的に1日も早く前籍校への復帰を果たすための観点や内容が重要となります。

主な配慮事項

事前の病状確認

- 入院等によって一応の治療は終了しているものの、完治にまで至っていない場合があります。交流活動がどの程度可能かどうかの病状確認を、主治医、保護者から得よう留意してください。
- 病状は、けがの治療や内臓、血液疾患によるもの、精神的な疾患等さまざまです。個人情報保護や人権への配慮から、病状についてすべての情報が得られないこともあります。教育対応を行うための必要最小限の情報を得るという観点に基づく留意が必要です。

当日の健康観察

- 交流の際の児童生徒の「早く復帰したい」「何となく不安」という複雑な気持ちに配慮し、学級全体であたたかく迎えられるよう配慮をしてください。
- 完治直前の微妙な時期である場合は、過度な緊張感等により、病状も不安定となりがちです。当日の朝の状態観察も不可欠ですが、できれば頻繁に観察確認を行うことが大切です。
- 交流途中、体調が急変した際の対応の方法について、必ず保護者との連絡や医療対応の方法などについて確認を取っておいてください。
- 交流当日の健康面で変わったことがなかったかどうか、副学籍校から在籍校に連絡をするように伝えておきます。

【各学校に共通する留意事項】



緊急時の対応

火災等の災害発生時の避難経路や避難方法などについて、事前に確認・相談をしておきましょう。

その他

子どもの状態や配慮事項については、保護者の了解を得て、両校が共通理解を図っておくことが重要です。また、副学籍校の子どもたちに、何をどのように伝えるかについても、事前に保護者と相談しておきましょう。

(8) 副学籍の取組についての評価と改善に向けて

児童生徒に関する評価

副学籍による交流教育の実施については、児童生徒の在籍校である特別支援学校と副学籍校となる小・中学校が連携して評価に当たることが求められます。

実際の評価に当たっては、交流教育の開始時に作成した実施計画書と実際の交流の実施経過を丁寧に比較、照合していくこととなりますが、その際、特別支援学校の児童生徒本人の活動の振り返りとともに、小・中学校の児童生徒の変容等についても振り返り、評価していくことが重要です。

また、教師による評価だけではなく、本人・保護者にも評価してもらうことが必要です。

具体的な評価の観点とは、開始時の交流計画書の「交流目標」の設定内容とも関わりますが、次のようなものが考えられます。

特別支援学校に在籍する児童生徒に関わる評価の観点例

- (a) 地域の一員であることをお互いに確認できたか。
- (b) 集団生活で社会性を培うことができたか。
- (c) 異なる環境での適応力を培うことができたか。
- (d) より大きな集団での学習を経験し、学ぶ力を培うことができたか。
- (e) 地域でのつながりや人間関係を形成することができたか。
- (f) 児童生徒の特性等について副学籍校児童生徒に理解してもらえたか。
- (g) 特別支援学校の教育について、副学籍校児童生徒に理解してもらえたか。

これらは一例ですが、基本的には在籍校の「個別の教育支援計画」に基づいて、いかに所期の目標が達成できたかを、本人・保護者の意見を丁寧に聞き取りながら両校で相互に評価し、その後の交流教育の改善に生かしていくことが重要です。

副学籍校の児童生徒に関わる評価の観点例

- (a) 地域の一員であることをお互いに確認できたか。
- (b) 地域でのつながりや人間関係を形成することができたか。
- (c) 交流児童生徒の特性について理解できたか。
- (d) 特別支援学校の教育について、理解できたか。

取組の評価と課題

また、児童生徒の活動の評価だけではなく、次に例示するような取組体制そのものの評価も不可欠といえます。

特別支援学校及び副学籍校の取組の評価の観点例

- (a) 学校重点目標の一つとして掲げ、全校での取組が実現できたか。
- (b) 交流委員会を立ち上げ、組織的・計画的に推進できたか。
- (c) 校内研究のテーマとして設定し、授業研究を行う等実践的研究ができたか。
- (d) 事前・事後の十分な打合せにより、充実した活動が実施できたか。
- (e) 安全確保・緊急対応について、具体的な手だてを示せたか。
- (f) 保護者や本人のニーズに応えることができたか。

なお、評価時期については、年度末に限らず、必要に応じて適宜に行うようにし、交流を進めていく上での課題を迅速に解決していくことも大切です。



4 副学籍による交流教育の事例

(1) 特別支援学校（視覚障害）児童の交流教育

1 副学籍による交流教育の開始

- ・小学部入学児童のAさん及びBさんの保護者から、副学籍の「案内リーフレット」を見て、居住地域の小学校と副学籍による交流をしたいとの希望があった。特別支援学校は希望児童について教育委員会に連絡し、その後、教育委員会から送付された「指定通知書」を保護者に手渡した。
- ・保護者と特別支援学校との話し合いの結果、学校生活に慣れた6月から、月1回（水曜日）交流を開始することとし、両校が協議を行った後、「副学籍による交流教育計画書」を双方で作成し、これを教育委員会に送付し、交流教育を開始した。

2 実施のための事前準備や配慮など

事前打ち合わせ

- ・特別支援学校担任が副学籍校を交流開始前に訪問し、本児の障害等の状況、通学方法、学習等の状況、保護者の願い等について説明した。また、学校内を見学し、特に本児の予測される活動場所を見た後、交流時に必要となる配慮等について確認した。

「交流教育計画書」の作成

- ・その後、両校の学校行事や本児の個別の教育支援計画と照らし合わせながら「交流学習」の確認、初回の日程や学習内容等について確認し、「年間の交流計画書」を作成した。
- ・最初の交流日には、学級担任が本児、保護者とともに学校に行き、全校集会の際に双方の担任が本児を全児童生徒へ紹介した。

交流教育推進の窓口

- ・小学校では、特別支援教育コーディネーターが交流教育の窓口となり、毎月開催される校内委員会を活用して、交流学級の決定や実施状況の報告や協議を行っている。
- ・特別支援学校では、担任が学部会において交流状況を定期的に報告し、交流内容や児童の状況、支援の方法などについて協議し、内容の改善に努めている。

学校だより等の提供

- ・小学校の学校だよりや行事のお知らせ等については、交流時等に確実に本人・保護者に配布するようにするとともに、両校がお互いの学校に送付することとし、情報の共有に努めている。

その他

- ・小学校担任が特別支援学校の文化祭などを参観し、児童の在籍校での活動の様子を把握し、その様子を交流時に学級の児童に紹介した。

3 小学部AさんとBさんの交流教育の様子

- Aさんは、両眼視力が0.04で視野も狭く、日常生活ではかなり見えにくいですが、活発に行動している。Aさんの見やすい位置に特別支援学校（視覚障害）から搬入した傾斜机を置いている。
- 黒板には板書の文字を探す手がかりとなるように目印の「花」を付け、また板書をする際には、読み上げながら書くように配慮してもらっている。授業中は単眼鏡を使用しているが低学年の時期はまだ操作が難しく、見ようとしても探せない時もあった。
- 授業は副学籍校の教育課程が基本であるが、事前に特別支援学校（視覚障害）担任及び保護者に学習予定等が連絡され、当日になって困らないような配慮がされている。
Aさんは教師や友だちの話をよく聞いて内容を理解し、挙手をしたり発言をしたしている。学級の子どもたちは、中学年の時期にはAさんの見えにくさがある程分かっていて、「単眼鏡で見たら」と言ったり、「今はここを読んでるよ」と教科を指し示したりすることもあった。また、Aさんのルーペや単眼鏡を実際に見せてもらうなどして、視覚補助具に興味を示す場面も見られた。Aさんは、休み時間は絵を描いて過ごすことが多いが、周りに集まった友だちに「うまいね、色もきれいなどと誉められ、とても楽しそうに過ごしていた。
- 学級の児童と地域ですれ違っても、本児自身は見えにくさのため、気づかないことも多かったが、交流を開始してからは学級の子どもから声をかけられることが多くなってきた。また、地域の行事への参加も積極的になってきたと両親も感じている

- Bさんは全盲であるが、周囲の状況を説明すると、自分なりにイメージして状況を捉えることができる。授業では視覚的な情報も多く、耳からの情報だけでは、学内容を理解するのは難しかったので、付添の担任が横で指導したり、保護者が支援したりすることもある。
- 集会活動では、上級生や学級の友だちの援助もあり、活動を楽しんでいる。音楽の授業は本児が特に好きなこともあり、よく澄んだ声で歌ったり、得意なりコーダーをソロで演奏する場面を設けてもらったりして、楽しく参加している。
- 休み時間は遊びに誘う友だちも多く、一緒に話をしたり、校内を歩いたりして楽しく過ごしている。ぶつからないか、ハラハラすることもあるが、周囲の子どもたちは上手に接してくれる。先生によると本児と一緒に学んだ経験のある子たちは、他者への優しさや思いやりの心が確かに育っていることを感じるとのことである。
- Bさんの副学籍校では、毎年クラス替えがあったが、担任の先生方は配慮すべきことをきちんと受け継いでくれており、年度初めの交流でも戸惑うことはなかった。

二人とも特別支援学校（視覚障害）と副学籍を置いている小学校の卒業式の日程異なっており、副学籍校の卒業式への参列を希望した。参加の仕方について、両校と保護者が連絡を取り合い準備をすすめた上で、交流教育修了の証として卒業式に参加した。

(2) 特別支援学校(聴覚障害)児童の交流教育

1 副学籍による交流教育の開始

- ・校内で3月に副学籍の説明を聞き、さらに「案内リーフレット」を見た小学部1年児童のCさんの保護者から、2年生から居住地域の小学校と副学籍による交流をしたいとの希望があった。特別支援学校は希望する児童について教育委員会に連絡し、その後、教育委員会から送付された「指定通知書」を保護者に手渡した。
- ・保護者と特別支援学校との話し合いの結果、学校生活に慣れた5月から、月1回程度(水曜日)交流を開始することとし、両校が協議を行った後、「副学籍による交流教育計画書」を双方で作成し、これを教育委員会に送付し、交流教育を開始した。

2 実施のための事前準備や配慮など

事前打ち合わせ

- ・特別支援学校担任が副学籍校を交流開始前に訪問し、本児の障害等の状況、通学方法、学習等の状況、保護者の願い等について説明した。また、学校内を見学し、特に本児の予測される活動場所を確認した後、交流の際に必要な配慮等について具体的に説明した。

交流教育計画書の作成

- ・その後、両校の学校行事や本児の教育の教育支援計画と照らし合わせながら「交流学級」の確認、初回の日程や学習内容等について確認し、年間の交流計画書を作成した。
- ・最初の交流日には、学級担任が本児、保護者とともに学校に行き、全校集会の際に両校の担任が本児を全児童生徒へ紹介した。

交流教育推進の窓口

- ・小学校では、特別支援教育コーディネーターが交流教育の窓口となり、毎月開催される校内委員会を活用して、交流学級の決定、実施状況の報告や協議を行っている。
- ・特別支援学校では、担任が小学部会において交流状況を定期的に報告し、交流内容や交流時の児童の状況、在籍校からの支援の方法などについて協議し、内容の改善に努めている。

学校だより等の提供

- ・小学校の学校だよりや行事のお知らせ等については、交流時等に確実に本人・保護者に配布するとともに、両校がお互いの学校に送付することとし、情報の共有に努めている。

その他

- ・小学校担任が特別支援学校の運動会などを参観し、児童の在籍校での活動の様子を把握し、その様子について交流時に学級の児童に紹介した。

3 小学部Cさんの交流教育の様子

- Cさんは、重度の聴覚障害があるため、両耳に補聴器を装用している。特別支援学校内では、手話・指文字も含めた多様なコミュニケーションモードを利用しているが、口話法も身に付けており、静かな場所での一対一のやり取りならば、意思疎通は概ね可能な状況にある。教室では、一番前の席では視覚的な情報を逆に得にくくなるため、周囲の子どもたちの様子も把握しやすい3列目の窓側にしてもらった。これは、逆光では話者の口元が見にくくなるためである。
- 担任は、板書しながら説明することも以前は多かったが、最近話をするときには、本児の方に顔を向け、文節毎に少し区切るように明瞭な声で話しかけるように心がけている。また、事前に用意できるものは、文字や図表にしておくなど、Cさんが視覚的に理解しやすいようにしている。このような配慮はやや理解に時間がかかりがちな子どもたちにとっても分かりやすいとのことで、本児が交流していないときも継続している。
- 授業は副学籍校の教育課程が基本となっているが、事前に特別支援学校担任及び保護者に学習予定等が連絡され、当日になって持ち物や準備に困らないような配慮がされている。また、保護者との家庭学習では、翌日の学習の際にキーワードとなるいくつかの言葉について確認をし、読話が可能になるようにしている。
- Cさんは教師や友だちの話をよく見聞きして内容を理解し、挙手をしたり発言をしたりしている。学級の子どもたちは簡単な手話や指文字をCさんから習い、周囲の子どもが使っている場面も多くなってきた。また、子どもたちはCさんの補聴器には興味を持っていたが、特別支援学校担任が「Cさんの聞こえ方」という話を学級で分かりやすくしてくれてからは、とても大切なものであることがよく理解できたようである。
- 休み時間は友だちと元気よく校庭で縄跳びをしたり、教室で話をしたりするなど、とても楽しそうに過ごしており、放課後の約束をすることもたびたびある。
- 交流を始めてからは、地域ですれ違っても、本児が気づかないでいると、ポンと肩を叩いて合図してくれるなど、小学校の子どもから自然に声をかけてくれることが多くなってきた。また、特別支援学校からの帰宅後、学級の子どもたちと遊ぶことや、地域の行事への参加も積極的になってきたことを両親も感じている。
- 付添については、当初は担任と保護者が協力して行ってきたが、本児には5年生の兄がおり、登校も集団で行っていることから、何度かの確認ののち、現在は保護者が付き添わないこともある。
- 小学校の担任によると、本児と一緒に学んでいる子どもたちは、他者への優しさや思いやりの心が確かに育っており、また、発表や説明をする際には、本児がいないときでも、相手の顔をきちんと見て、聞き手が分かるようにポイントを押さえた話し方ができるようになっているとのことである。
- 小学校では、毎年クラス替えがあるが、担任の先生方は配慮すべきことをきちんと受け継いでおり、年度初めの交流でも戸惑うことは余りなかったようである。秋の校外学習への参加についても、現在、両校の担任と保護者を中心に検討を始めている。

(3) 特別支援学校(知的障害)児童生徒の交流教育

1 副学籍による交流教育の開始

・小学部2年生のDさん及び中学部1年生Eさんの保護者から、居住地の小・中学校と交流をしたいとの希望があった。在籍校において「個別の教育支援計画」等をもとに、交流の必要性や内容について保護者との話し合いを行った。その結果、Dさんについて、副学籍校で可能な内容を検討し、在籍校と具体的な計画を立案することになった。両校が協議を重ねた後、「副学籍による交流教育計画書」を双方で作成し、これを教育委員会に送付し、交流教育を開始した。

2 実施のための事前準備や配慮など

事前打ち合わせ

・在籍校担任が副学籍校を交流開始前に訪問し、Dさんの障害等の状況、通学方法、学習等の状況、保護者の願い等について説明した。また、学校内を見学し、特にDさんの主な活動場所を見た後、交流する時に必要となる配慮事項等について具体的に確認した。

交流教育計画書の作成

・その後、双方の学校行事や個別の教育支援計画と照らし合わせながら、「交流学級」の確認、初回の日程や学習内容等について確認し、年間の交流計画書を作成した。
・最初の交流日には、学級担任がDさん、保護者とともに学校に行き、全校集会の際に双方の担任が本児を全児童生徒へ紹介した。

交流教育推進の窓口

・小・中学校では、特別支援教育コーディネーターが交流教育の窓口となり、毎月開催される校内委員会を活用して、交流学級の決定、実施状況の報告や協議を行っている。
・在籍校では、担任が学部会において交流状況を定期的に報告し、交流内容や児童生徒の状況、支援の方法などについて協議し、内容の改善に努めている。

学校だより等の提供

・小・中学校の学校だよりや行事のお知らせ等については、交流時等に確実に本人・保護者に配布するとともに、両校がお互いの学校に送付することとし、情報の共有に努めている。



3 小学部Dさん、中学部Eさんの交流教育の様子

- Dさんは、中程度の知的発達の遅れがあり、さらに自閉症と診断されている。就学前から地域療育センターにおいて、療育指導を受け、比較的情緒的には安定した学校生活を送っている。手たたきなどの常同行動は見られるものの、少人数の活動場面では、課題への取組意識も育ってきている。
- 副学籍校における交流は、個別支援学級において実施することになった。当該校の個別支援学級は、児童6名、担任2名の構成であるが、このうち軽度の遅れの児童が4名で、言葉による指示がある程度可能であり、明るく活発な学級である。
- Dさんは隔週で1回、午前中2時間の授業と給食に参加することになった。授業は学級全体で取り組める内容を計画的に設定した。学級の児童には、担任がDさんのできそうなことについて事前に説明を行い、歓迎する気持ちを育てて迎えた。
- 自閉症ということもあって、当初は登校後すぐに不安定になってしまった日もあったり、耳ふさぎや奇声を発することもあったが、保護者がいることで、何とか落ち着きを取り戻した。交流開始から3ヶ月を経て、最近ようやく学級の子どもたちにも慣れ、活動に少しずつ参加する場面が増えてきた。
- 学級の子どもたちも、Dさんの反応を常に気にしているが、接し方に苦慮している様子がうかがえる。しかし、子どもたちなりに接する中から、Dさんの様子を見ながら、どう声をかければよいか、そのタイミングなどについて、学び始めている。
- Dさんも、抵抗なく教室に入れるようになり、自分からの積極的な働きかけはまだ少ないものの、自分の居場所と認識し始めているようである。

- Eさんは中学部の1年生。重度の知的障害があり、生活介助を要する生徒である。今回の交流では、保護者が普通学級での交流を希望していることもあり、行事場面での交流を計画し、体育祭への見学参加と文化祭への展示見学参加を実施した。事前の在籍校との打ち合わせにより、交流学級を決め、体育祭の練習をする授業にも参加した。
- 学級の生徒には事前に説明を行ったが、Eさんが、小学部段階から居住地校交流を行っていたことや、地域で日常的に接していることもあり、多くの生徒がEさんのことを知っていた。さらに、あたたかな気持ちで迎えられるよう指導を行った。
- 体育祭の練習では、教室から体育館への校内移動に思ったより時間がかかったが、体育の授業をじっと見つめるなど、在籍校では得られない同年代の生徒たちの動きに刺激を受けていた。
- 体育祭当日は、交流学級席に着席し、最初は緊張して、しばらくの間じっとして動かなかつたが、生徒が渡した応援旗をふりかざしたりして、途中から実に機嫌良く応援らしい動作を見せ始めた。周囲の生徒たちも、呼応するかのようになり、共に声を出して学級の選手への応援を行った。

(4) 特別支援学校(肢体不自由)児童の交流教育

1 副学籍による交流教育の開始

- ・小学部3年生の児童のFさんの保護者から、副学籍の「案内リーフレット」を見て、前年度に引き続き居住地の小学校と副学籍による交流をしたいとの希望があった。特別支援学校は希望する児童について教育委員会に連絡し、教育委員会から送付された「指定通知書」を保護者に手渡した。
- ・保護者と特別支援学校との話し合いの結果、特別支援学校及び小学校双方の児童が新しいクラスに馴染むのを待って、5月から、Fさんの体調に配慮しながら、月1回程度の交流を開始することとし、両校が協議を行った後、「副学籍による交流教育計画書」を双方で作成し、これを教育委員会に送付し、交流教育を開始した。

2 実施のための事前準備や配慮など

事前打ち合わせ

- ・特別支援学校担任が副学籍校を交流開始前に訪問し、Fさんの障害等の状況、通学方法、学習等の状況、保護者の願い等について説明した。また、学校内を見学し、特に想定される活動場所と移動ルートを確認した後、車椅子の介助方法や階段昇降の手立て、おむつ交換の場所など、交流時に必要となる配慮等について具体的に確認した。

交流教育計画書の作成

- ・その後、双方の学校行事や教育計画と照らし合わせながら、「交流学級」や、初回の日程、学習内容等について確認し、年間の交流計画書を作成した。
- ・最初の交流日には、在籍校担任がFさん、保護者とともに学校に行き、学年集会で双方の担任がFさんを児童へ紹介した。

交流教育推進の窓口

- ・小学校では、特別支援教育コーディネーターが交流教育の窓口となり、毎月開催される校内委員会を活用して、交流学級の決定、実施状況の報告や協議を行っている。
- ・特別支援学校では、担任が学部会において交流状況を定期的に報告し、交流内容や児童の状況、支援の方法などについて協議し、内容の改善に努めている。また、校内委員会において、交流教育に関する現状と課題を集約し、学校としての改善の方策を検討している。

学校だより等の提供

- ・小学校の学校だよりや行事のお知らせ等については、交流時等に確実に本人・保護者に渡るとともに、両校がお互いの学校に送付することとし、情報の共有に努めている。

その他

- ・小学校担任が特別支援学校の学習発表会などを参観し、児童の在籍校での活動の様子を把握し、その様子を交流時に学級の児童に紹介した。
- ・小学校の教職員が、特別支援学校の教育について理解を深めるために、校内研修の時間を利用し、在籍校が作成した学校紹介ビデオを視聴した。

3 小学部Fさんの交流教育の様子

Fさんは、脳性まひによる四肢体幹機能障害があり、自力移動及び椅子座位保持が困難なため、常時車椅子を使用している。言語によるコミュニケーションは不十分だが、表情や発声で感情や意思を表出する。保護者の希望もあり、行事や特別活動を中心として普通学級において交流することとした。

登下校に、自家用車を利用することから、学校敷地内に駐車スペースを確保した。前年度も交流を行っていたことから、副学籍校の児童はFさんのことを知っており、車椅子の介助経験のある子どもが多かったが、学年集会の時間に初回の交流を行い、在籍校の担任と保護者からFさんの紹介と車椅子の操作方法など最低限の注意について伝えた。

校内の移動については、保護者または在籍校の担任が必ず付き添うが、副学籍校の児童が、自発的に車椅子を押している。エレベーターが設置されていないため、2階の教室への移動は、保護者または在籍校の担任と副学籍校教職員が車椅子ごと持ち上げている。副学籍校の児童も補助的に車椅子を支えたり、荷物を持ったりして階段昇降を手伝っている。

交流は、副学籍校の教育課程を基本として、事前に在籍校の担任及び保護者に学習予定等が連絡され、当日になって困らないような配慮がされている。

体育の時間における集団演技の練習を交流計画に組み込み、運動会には、体調に配慮して午前中のみ、交流級の一員として参加した。入退場では、交流校の児童が車椅子を押し、演技では、在籍校の担任が介助を行った。

音楽の時間の交流では、Fさんにきれいな声を聞いてもらおうと、子どもたちが張り切って合唱し、「Fさんどうだった?」「はじめは驚いたようだったけど、聞いているうちにだんだん優しい顔になったよね。上手に歌えたと思ってくれたかな?」などの問いかけがなされた。Fさんは、友だちからの話しかけには、視線を向け、にこやかな表情を見せたり、声を出したりするなどして応えたりしている。

休み時間には、数名の子どもたちが、Fさんを囲み、いろいろなことを話かける姿が見られる。

Fさんの体調に配慮し、交流時間は午前中の2～3時間としており、Fさんの健康状態が懸念されたり、副学籍校で風邪が流行しそうな時などは、交流を中止することもある。

交流の回を重ねる毎に、地域で出会った時に、交流学級の子どもから声をかけられることが多くなってきた。また、近隣の子どもたちが放課後、図工の作品を見せたり、音読を聞かせたりしに、自宅へ遊びにくることもある。

小学校の担任の先生によると、子どもたちが、障害者に関する話題やニュースに敏感になったり、障害のある子どもたちが学ぶ学校に対する興味が高まったりしているとのことで、特別支援学校の先生と相談しながら、機会をみて、授業でも取りあげていきたいと考えてるとのことである。

(5) 特別支援学校 (病弱) 児童生徒の交流教育

1 副学籍による交流教育の開始

・小学部5年生のGさん及び中学部2年生Hさんの保護者から、退院が間近となってきたので、居住地の前籍校(以下、副学籍校と表す)である小中学校に交流をしたいとの希望があった。在籍校において、「個別の教育支援計画」等をもとに、前籍校への復学のための段階的な交流内容について、保護者との話し合いを行った。両校が協議を重ねた後、「副学籍による交流教育計画書」を双方で作成し、これを教育委員会に送付し、交流教育を開始した。

2 実施のための事前準備や配慮など

事前打ち合わせ

・在籍校担任が副学籍校を交流開始前に訪問し、Gさん、Hさんの病状や入院中の学習の状況等について説明した。養護教諭とも話し合い、交流中の健康管理について特に確認を行った。

「交流教育計画書」の作成

・「交流学級」(前在籍学級)や初回の日程や学習内容等について確認し、年間の「交流教育計画書」を作成した。

交流初日には、念のため、学級担任が本児、保護者とともに学校に行き、当該の学級児童生徒に紹介した。

交流教育推進の窓口

・副学籍校では、特別支援教育コーディネーターが交流教育の全体窓口となっているが、Gさん、Hさんの場合、入院治療前まで通学していた児童生徒であり、学級担任が直接の窓口となって校内委員会を活用して、具体的な対応を行っている。

・特別支援学校では、担任が職員連絡会において交流状況を報告し、病状と交流内容の状況、Gさん、Hさんの回復の様子などについて確認を行った。

学校だより等の提供

・小中学校からの学校だより等については、確実に本人に渡し、児童生徒が復帰しやすい学習環境づくりに努めている。



3 小学部Gさん、中学部Hさんの交流教育の様子

Gさんは心臓疾患により、半年間の入院治療生活を送っていた。ようやく病状も回復し、安定し始めたので、主治医から、前籍校への復帰準備にかかるよう話を受けた。Gさん、保護者共に大いに喜び、前籍校に早速、在籍校より交流の希望を伝えた。前籍校でも、病状回復を歓迎し、復帰のための教育計画を在籍校と相談することになった。

在籍校では、入院中の学習状況について説明を行い、副学籍校の授業内容との整合性を図る必要から、準備期間を1週間設け、その期間に、副学籍校の授業の進度に合わせた内容を復習および予習をすることにした。

交流当日、Gさんは気持ちが高ぶったまま、病院から副学籍校に通学した。学級の仲間から回復を祝福され、笑顔で授業を開始したが、3時間目の途中では、やや気分がすぐれず、保健室で1時間休養をした。4時間目に教室に戻り、授業を受け、給食前に病院に戻った。

2日目、3日目と重ねる内に、交流時間が長くなり、復学へ向けて段階的な交流の成果が見え始めてきた。1ヶ月の交流期間のうちに、病状もすっかり良くなり、来週月曜日の退院を告げられた。

Hさんは、3ヶ月程前から思春期特有の心の不安定さが見られたため、入院治療を行った。カウンセリングや服薬、静養により、ここ2週間ほど、回復の兆しが見え始めた。主治医からは、前籍校であるC中学校への復帰を目指し、少しずつ交流を行ってはどうかとの話があった。本人への確認、保護者とも相談を行い、病院からC中学校に、まず、週2日程度の交流から段階的に行うこととした。

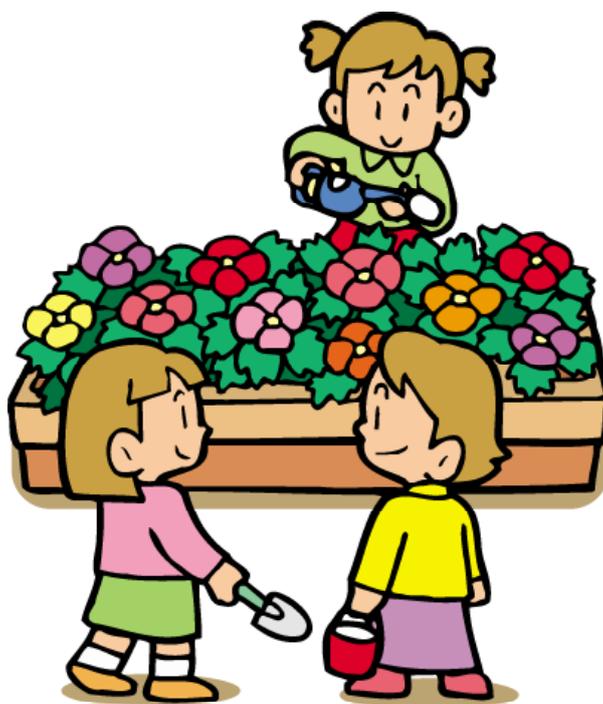
交流級は、副学籍校の2年4組が前籍の学級であり、仲間に入っていくやすい学級活動から始めることとした。最初は緊張がありありと見え、ぎこちなさが目立った。学校の子どもたちも、久しぶりのHさんに対して、どう声をかけてよいか戸惑っている様子が見られた。。

第2週目に入り、教科学習の交流を始めた。国語と英語、数学の授業を受けた。英語の会話のやりとりでは、自信なさげに発音していたが、入院中の学習のせい、極端な学習の遅れは見られなかった。Hさんも安心していただけだった。

第4週目、来週は退院ということもあり、交流は日常の学校生活と同様の日程で行われている。どうやらHさんも退院後は、前籍校である中学校に、安心して通学できそうである。

副学籍による交流教育

Q & A



Q 1 副学籍による交流教育を始めるとき、学校としてどのような点に配慮する必要がありますか。

1 校内の体制づくり

副学籍による交流教育を始めるとき、在籍校及び指定された小・中学校では、校内に交流教育を推進する委員会を設けたり、既存の特別支援教育校内委員会を活用したりして、学校全体で取り組む体制をつくり、継続的に交流が進められるようにします。

2 実施にあたっての準備

(1) 指定された小・中学校は、副学籍を置く児童生徒の在籍する特別支援学校と連絡をとり、交流教育を実施するまでの流れや手続きを確認します。実施にあたっては、児童生徒の実態（障害の状況、コミュニケーションの方法、普段の様子、興味・関心）を知るとともに、副学籍を置く学校、在籍校、保護者の三者で話し合いの機会を設け、交流の目的、活動内容、年間計画、引率・支援の方法等を確認します。そして、それを担当教員だけでなく、自校の職員全体に周知し、組織的に交流を実施することを確認します。小・中学校の担任や担当教員は、交流を開始する前に、依頼を受けた児童生徒の様子や名前、住所、通学している学校、接し方などを自校の児童生徒に話し、地域で共に生活していく仲間としての意識付けを図るとともに、交流に対する心構えを持たせるようにします。

(2) 最初の登校の前には、学級の児童生徒と共に、交流学习に来る児童生徒の机・椅子を運び入れたり、ロッカーやフック、靴箱に名札をはるなどして、学級の一員としての受け入れ態勢を時間をかけてつくっておくことも大切です。

(3) 授業交流を実施する場合は、在籍校で使用している教科書の種類を事前に確認し、在籍校や家庭で準備してもらったり、副学籍校で用意するなどの配慮が必要となります。

(4) 交流の記録を写真・ビデオ等で残したり、研究資料として外部へ発表する場合には、本人・保護者の了解を必ず得るなど、個人情報保護の観点からの確認も重要となります。

Q 2 在籍校、副学籍校両校の担任同士の連携の仕方について、教えてください。

1 事前の打合せを緊密に

両校の事前の打ち合わせは、特別支援学校の児童生徒の状態像をある程度把握したり、望ましい交流活動を選定していくためにとても大切なことです。

副学籍による交流教育では、教育委員会から小・中学校及び特別支援学校に対し、副学籍の指定についての連絡があります。その後、両校は電話連絡等で日程を調整した後、交流教育の実施についての打ち合わせの機会を設けます。この場合、特別支援学校の学級担任が直接、小・中学校を訪問し、教室環境等を把握しながら、「個別の教育支援計画」に基づいて児童生徒の実態、本人・保護者の思いや願い等を説明するとともに、交流のねらい、内容、回数、引率・付添の方法、配慮事項等について協議します。場合によっては、交流児童と保護者も同伴することもあります。この打ち合わせにおける協議を通して、「副学籍による交流教育計画書」を両校で作成していきます。

2 相互の学校訪問により交流を实りあるものに

(1) 小・中学校の担当者が特別支援学校を訪問し、副学籍を置く児童生徒が、日頃どのような環境で、指導・支援を受けているのかを知ることも大変有効といえます。また、事前に互いの学校紹介ビデオ等を児童生徒に見せることもよいでしょう。

(2) 連携の仕方については、さまざまな方法が考えられますが、交流の形態は一人ひとり異なりますので、事前に十分に打ち合わせを行い、交流が両校の子どもにとって有意義なものとなるよう、準備を進めてください。

(3) また、交流開始中の連携もとても重要です。在籍校の担任が副学籍校を訪問し、参観をしたり、指導上の配慮等で気づいたことを述べたりして、よりよい指導の実現のためのアドバイスをすることも重要です。

Q 3 副学籍による交流教育の実施にあたって、本人・保護者の希望はどこまで受け入れることが必要ですか。

1 交流教育の内容をできるだけ明確に

(1) 副学籍による交流教育は、児童生徒本人・保護者の希望により実施する交流です。居住する地域での同年齢の児童生徒とのふれ合いを通して、今後の社会生活を支え合う地域の仲間としての基盤をつくることや、児童生徒の経験を広げ、社会性や適応力を高めることをねらいとしています。

(2) 交流を実施する前に、小・中学校では、特別支援学校の担当者と事前に話し合いを十分にしておき、その児童生徒の実態を知り、本人・保護者の交流に対する希望を把握しておきます。参加する活動、交流の回数などについて、現状では本人・保護者の希望のすべてに応えるのは困難な場合もあります。

ですから、本人・保護者の要望に対して、学校としてできることとできないことをはっきり説明した方がよいでしょう。

2 保護者・本人の希望に配慮しつつ、計画的な交流を

(1) 副学籍による交流教育のうち、行事交流（運動会・学習発表会等）に参加する場合は、招待者として扱われるよりも、希望内容として「児童席や生徒席において自然な形で参加したい」、「せっかく行くのだから競技にも参加してみたい」、「テントの下（来賓席）より一般の保護者席で参観したい」等、本人・保護者が希望を申し出る場合があります。

特別支援学校の担任等に、交流に関する具体的な要望に関する話があった場合は、副学籍を置く学校に行事への参加・不参加を連絡する際に、本人・保護者の希望を伝えます。また、小・中学校に対する保護者・本人の希望のうち、小・中学校において実施が困難と思われる事柄については、特別支援学校の担当者にも具体的に伝え、相談していくことが大切です。

(2) いずれにしても、交流を実施するにあたっては、保護者の要望を考慮しながら、小・中学校の担当者、特別支援学校の担当者、保護者・本人の三者が十分に話し合い、具体的な交流の実施方法を検討し、交流を計画していくことが必要です。

Q 4 副学籍による交流教育に担任の引率ができない場合は、 どうすればよいでしょうか。

1 付き添い方法は、児童生徒の状況に応じて工夫を

横浜市では、副学籍による交流教育においては、原則として特別支援学校の担任が（副学籍校内における）引率をすることにしています。

しかしながら、「在籍校児童生徒の授業の確保」という点から、すべての交流について引率ができないという現状もあります。それでも、当日の付き添いが必要な場合は、校内で引率者を調整したり、保護者に状況を説明し協力を求めることがあります。そのため、付き添いについて事前の打ち合わせで確認をする必要があります。

2 より効果的な対応を考える

(1) 教師の引率の仕方についても事前に打ち合わせを丁寧にしておき、引率が交流の妨げとならないよう、児童生徒が主体的に関わるという観点で支援していきます。また、保護者が付き添う場合、保護者が周囲の児童生徒とも交流することで、地域の中においても交流を進めていく土台づくりとなるという効果も見込まれます。

(2) ろう特別支援学校のように、児童生徒の自立のため、保護者や教師の付き添いを意図的に行っていない学校もあります。児童生徒の実態にもよりますが、できるだけ自分の力で交流できるようにしていこうとするものです。その場合、在籍校担任は、事前事後の打ち合わせを十分に行い、副学籍校の担任と連絡をとり、安全に十分配慮した上で、互いの交流が実りあるものになるようにしていきます。



Q 5 副学籍による交流教育は、副学籍校と特別支援学校の児童生徒にとって、どのような意義があるのですか。

1 「共に『育ち』」「共に『学ぶ』」教育の実践

(1) 副学籍による交流教育は、特別支援学校の児童生徒にとっては、その生活経験や行動を広め、学校生活や社会生活に適応する力を養い、好ましい人間関係を育てることによって、積極的に社会に参加していく能力や態度を育成することをねらいとする活動です。これは、障害のない児童生徒や地域社会の人々と社会生活を営み、共に生きていく基盤づくりとなる活動でもあります。

(2) 一方、小・中学校の児童生徒にとっては、早期から交流する機会を持つことによって、その中で互いに学び合い、認め合う関係を築き上げていくことが可能となります。障害のある人たちへの関心を広げ、仲間意識を育て、広く人間愛を自覚することになることや、差別と偏見のない人間関係が育成されることをねらいとした活動となります。いじめなどの問題が顕在化している中で、他者を認め、他者と共生していくために、お互いに理解し合うことの重要性がますます高まってきています。

2 心のバリアフリーの育成による共生社会へ

小・中学校の教職員にとっても、この副学籍による交流教育を推進していく中で、通学路等の安全を含めた学校内外の施設設備をバリアフリーの観点から見直すことや、児童生徒の「心のバリアフリー」の育成をより実践的に推進することができるようになるとともに、障害の有無にかかわらず、すべての児童生徒が参加しやすい授業を常に工夫するような「授業のユニバーサルデザイン化」とも呼ばれる取組が、すべての学校・学級で進められるという意義もあります。



Q 6 副学籍による交流教育で、授業交流をする場合、副学籍校では特別な授業をするのですか。また、評価はどうしますか。

1 日常の学習活動を基本に、よりにくい

(1) 毎回、特別な活動を設定することは、小・中学校にとって大きな負担となり、交流そのものが長続きしない可能性があります。時には「お楽しみ会」等の特別な活動を設定する必要もありますが、特別支援学校の児童生徒が参加しやすい内容を小・中学校の日常の学習活動から選定していくことを基本としましょう。

(2) 副学籍校での授業交流の場合は、事前に特別支援学校の担当者から児童生徒の状況についての情報が保護者の了解を得たうえで、適切に提供されることが必要です。交流する児童生徒が音楽が好きなら、音楽の授業交流、体を動かすことが好きなら、体育の授業交流など、その子が安心して活動できる分野から交流を考えていきます。副学籍による交流では、副学籍校の教育課程に基づいた行事や授業への交流を目的としているので、障害についての配慮は必要ですが、特別に予定している内容を大きく変更する必要はありません。

2 評価の観点

< 特別支援学校（在籍校） >

共に活動する中で、楽しさを感じ、意欲など気持ちの変化が見られたか。
小・中学校の児童生徒とのふれ合いが持てたか。
同じ地域に住む仲間であることを自然に受け入れられたか。

などの観点からの評価が考えられます。

< 小・中学校（副学籍校） >

特別支援学校の児童生徒の存在を知り、いろいろな人がそれぞれの生き方をしている中で社会が構成されていることを理解できたか。
特別支援学校の児童生徒の障害、それに対する配慮を小・中学校の児童生徒の発達段階に応じて理解することができたか。
障害があってもなくても、同じ地域に住む仲間であるという意識が持てたか。
小・中学校の児童生徒が主体的に交流の内容を考えることができたか。

など、主に障害の理解や自他共に尊重する態度の育成といった観点からの評価が考えられます。

両校が定期的に話し合い、その評価を以後の交流に生かしていくとよいでしょう。

Q7 副学籍による交流教育実施に、施設面の整備(改善)が必要な場合は、どうしたらよいでしょうか。

1 施設面の整備が前提条件ではなく、柔軟な対応を

(1) トイレ、スロープ、手すり等の施設設備面の整備(改善)が必要な場合は、教育委員会に相談していただきますが、継続的な交流であることが条件になります。

現状の施設で交流教育を行う場合、これまでの事例では、両校の話し合いにより、トイレ、階段、机、移動などについて、できる範囲の配慮・工夫で対応し実施されています。配慮・工夫に関しては、児童生徒個々の障害の状況によりさまざまであり、特別支援学校の担当者、保護者との話し合いにより具体的に対応しています。

(2) 肢体不自由の児童生徒だけではなく、視覚障害・聴覚障害の児童生徒の交流でも、設備等の配慮が必要な場合があります。視覚障害の児童生徒には、危険な段差の解消が望まれますが、これは、校舎内外を最初の交流の際に、両校の教師と共に歩きながら気を付ける箇所を丁寧に説明していくことで、ある程度解決できます。また、聴覚障害の児童生徒には、椅子・机の脚に騒音防止用のテニスボールをはめたり、教師がFM補聴器(電波で音声を補聴器に直接送信するもの)用のマイクを首にかけて話したりするなどの配慮も求められます。

2 社会での自立を視野に

バリアフリー化が進んできているとはいえ、公共施設が常に障害のある人に使いやすく整っているわけではありません。障害のある人は、実社会ではその状況に応じ、協力依頼をしたり、工夫して自力対応するなどして生活しています。したがって、施設の改善を要請することも大切ですが、すべての条件が整わなければ、交流教育ができないというものではなく、配慮や工夫をしながら実施していくことが大切です。また、小・中学校の児童生徒に「心のバリアフリー」がしっかりと育まれていれば、施設設備面の不十分さの一部をカバーすることもできるといえます。

【特別支援学校側から申し出た具体例】

オムツ換えのスペースとして、保健室を使用する。

副学籍校の可能な範囲で、交流時の使用教室を下の階にする。

階段の昇降では、その場の教員、生徒が介助する。

Q 8 学区に居住する県立特別支援学校の児童生徒についても、副学籍について同様に対応するのでしょうか。

1 保護者・本人の希望を尊重して

(1) 横浜市が平成7年度より進めている特別支援学校に在籍する児童生徒の居住地における交流の取組が年々活発になってきている状況の中で、神奈川県教育委員会においても、平成12年度から県立特別支援学校小学部児童を対象とした居住地交流の取組が開始され、現在では本市と同様に中学部の生徒もその対象となっております。

(2) 手順は本市で行われてきた居住地校交流と同様です。まず、特別支援学校は保護者の申し出に基づいて交流の実施に向けて検討し、特別支援学校から各小・中学校へ依頼と概要の説明をします。小・中学校ではそれを受けて交流の実施に向けて検討し、実施できるのであれば、交流活動の内容や配慮事項の具体的な打ち合わせを行い、交流を開始します。

2 学区内の子どもの交流を

(1) 本市では、児童生徒の在籍する学校が県立の特別支援学校であっても、同じように学区に居住する子どもの一人として、積極的に交流教育の場の保障と支援をしてきました。

(2) 私立・国立の特別支援学校の場合にも、保護者・本人の希望があれば、市立の特別支援学校に在籍する児童生徒の副学籍による交流教育に準じた形で対応していくことが必要です。その場合、特に定めた文書はありませんが、相手校との連絡を密にして対応をしてください。

(3) 市立特別支援学校に通う市外在住の児童生徒についても、保護者・本人から希望があった場合は、学校間の連携を密にして対応していくことが必要です。なお、その場合、本市教育委員会から居住する地区の教育委員会あてに文書による依頼が必要な場合がありますので、事前に特別支援教育課へ連絡をしてください。

Q 9 副学籍による交流教育で、万が一、事故が起きたとき、責任はどこにありますか。

1 原則的な責任は、特別支援学校に

副学籍による交流は、在籍校の教育課程に基づいて計画的に実施されますので、原則として在籍校の責任となります。

万が一、事故が起きたときは、迅速に学校間で連絡を取合い、事故の状況を的確に把握することが大切です。

2 まず、安全確保を十分に

副学籍校での活動は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる「学校管理下の活動」に該当します。また、特別支援学校は、学校管理下の行事や学習活動時に事故にあった場合、学校が負う賠償責任を救済するため「学校賠償責任保険」に加入しています。

しかし、何よりも大切なのは事故防止ですので、日頃から在籍校と副学籍校が連絡を密にし、児童生徒の健康安全面及び施設設備の安全確保に十分留意しながら実施することが重要となります。

また、保護者が付添を行う場合には、損害賠償保険等への加入も検討してもらうとよいでしょう。



Q10 副学籍による交流教育を行った場合、出席簿等の記載はどのようにしますか。また、在籍校の休業日に交流教育を行った場合はどうなりますか。

出席簿等の記載は在籍校での扱いに

副学籍による交流教育は、在籍校の教育課程に基づいて実施されますので、原則として、出席簿、指導要録上も、出席の扱いとなり出席日数に含めます。

ただし、在籍校の休業日に交流教育を行った場合は、在籍校の学校行事としては扱えません。課業日と休業日との振替は行わず、授業日数、出席日数には含めません。

Q11 児童生徒の居住地の小・中学校以外の学校を副学籍校として指定してもらうことはできますか。

居住する地域の小・中学校に

副学籍による交流教育の目的の一つには、居住する地域での同年齢の児童生徒同士のふれ合いを通して、今後の社会生活を支え合う地域の仲間としての基盤づくりがあります。

この目的に沿った交流教育を行うためには、地域の子どもたちの多くが通学している小・中学校において交流をすることが必要です。

副学籍校は、居住地を通学区域としている小・中学校を指定することになります。

Q12 「副学籍による交流教育」実施の経過を教えてください。

横浜市では平成7年度から、盲・ろう・養護学校に在籍する子どもの「居住地校交流」を推進してきました。

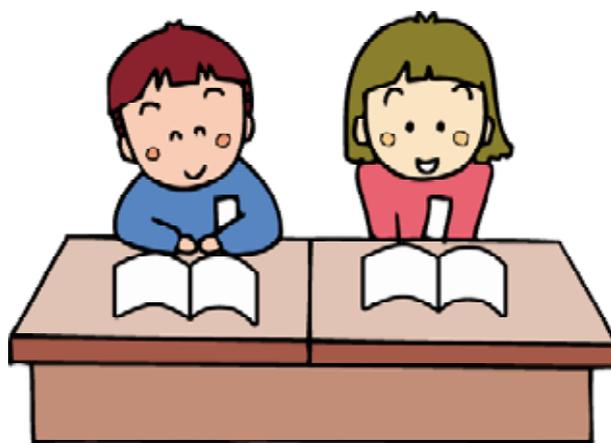
平成16年に策定した「横浜市障害児教育プラン」では重点施策事業の一つとして、副学籍(仮称)による交流教育の充実を図る取組の必要性を掲げ、以後「副学籍による交流教育」の実施に向けて検討を行ってきました。

主な経過(太字は横浜市の取組)

- 平成7年4月 盲・ろう・養護学校に在籍する児童と居住地の小学校との交流開始。
- 平成10年12月 小学校・中学校学習指導要領に、盲・ろう・養護学校等との間の連携や交流を図ることが明示される。
- 平成11年4月 居住地校交流を中学1年まで拡大。(以降、学年進行で実施)
- 平成13年3月 交流教育推進資料集「『支え合い』と『共生』をめざして」発行。
4月 小・中学校全学年において、居住地校交流を実施。
- 平成14年12月 「障害者基本計画」が策定され、「障害の有無にかかわらず、お互いが人格と個性を尊重し合う共生社会の実現」を明示。
- 平成16年4月 横浜市障害児教育プランに「副学籍(仮称)を置く取組」を位置づけ。
6月 障害者基本法に「交流及び共同学習を積極的に進めること」が明記。
- 平成17年4月 平成17年度横浜市居住地校交流実施要項の策定。
8月 副学籍(仮称)検討プロジェクト会議の開催及びモデル校の指定・実施。
12月 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(中央教育審議会答申)において、「交流及び共同学習の機会が適切に設けられることを促進するべきである。」と明示。
- 平成18年3月 「横浜教育改革会議最終答申」の具体的方策の一つに「心のバリアフリーを進めるための『副学籍(仮称)』の推進」を位置付け。
- 平成19年1月 「横浜教育ビジョン推進プログラム」の重点政策の一つに「副学籍(仮称)の推進による心のバリアフリーの促進」を位置付け。



資 料 編



副学籍による交流教育実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市立特別支援学校（以下「在籍校」）に在籍する児童生徒が、居住する地域の横浜市立小学校・中学校（以下「副学籍校」）において、副学籍による交流教育を実施するために必要な手続き等を定めるものである。

(副学籍の定義)

第2条 副学籍とは、ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、特別支援学校の児童生徒と小学校・中学校の児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、特別支援学校の児童生徒に対する必要な教育的支援を居住地の学校においても行うための仕組みである。

(副学籍による交流教育の目的)

第3条 副学籍による交流教育は、在籍校の児童生徒と副学籍校の児童生徒が共に学び育つことができる体制づくりを進め、仲間意識を育てることを目的とする。

在籍校の児童生徒には、居住する地域の学校において指導を受けることを通して、社会で自立できる力を育むとともに、地域との関係をより深めることをめざす。

副学籍校の児童生徒には、特別支援学校の児童生徒と一緒に学ぶことにより、心のバリアフリーを育むことをめざす。

(申請)

第4条 在籍校は、副学籍による交流教育について保護者に説明し、交流についての希望があるときは、教育委員会に対し、副学籍校の指定について申請する。

(指定)

第5条 教育委員会は、在籍校から申請があったときは、速やかに副学籍校を指定し、在籍校・副学籍校・保護者に通知する。

(計画)

第6条 副学籍による交流教育実施にあたっては、在籍校と副学籍校の連携のもとに検討し、計画を作成する。計画作成にあたっては、当該児童生徒の教育的ニーズに沿ったものになるよう努めるとともに、通学や介助の方法・教材教具等の準備等についても十分に検討する。また、副学籍校は、対象児童生徒のため、机・いす等の備品について可能な限り配慮するものとする。

(安全面の配慮)

第7条 日頃から在籍校と副学籍校の連絡を緊密に行い、児童生徒の健康安全面及び施設設備面の安全確保に十分留意する。

(公簿等の扱い)

第8条 公簿等への必要事項の記載は、副学籍校との連携を密にしながら在籍校において行うものとする。

(報告書の作成)

第9条 在籍校と副学籍校は、年度末に、交流教育計画書に記載した目標の達成状況、実施内容、実施体制等について評価を行い、実施報告書を作成し、教育委員会に提出する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、副学籍による交流教育実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

副学籍による交流教育実施要領

1 目的

この実施要領は、副学籍による交流教育実施要綱に基づき、横浜市立特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住する地域の横浜市立小学校・中学校において、「副学籍による交流教育」を実施するために必要な事項を定めるものである。

2 対象者

横浜市立特別支援学校（以下「在籍校」）小学部・中学部に在籍する児童生徒のうち、居住する地域の横浜市立小学校・中学校（以下「副学籍校」）における交流教育の実施を保護者が希望する者（以下「交流児童生徒」）とする。

3 副学籍校の指定

副学籍校の指定は年度毎に行うものとする。

(1) 保護者への周知

在籍校は、児童生徒の保護者に対し、案内リーフレット等を活用し、在籍校として、副学籍による交流教育に関する実施計画について説明する。

(2) 申請

「副学籍による交流教育」を希望する保護者は、在籍校にその旨を連絡する。

在籍校は、「副学籍による交流教育」を希望する児童生徒について、1号様式により教育委員会に申請する。

(3) 副学籍校の指定

ア 教育委員会は、在籍校からの申請に基づき、「副学籍による交流教育」を希望する児童生徒の居住する地域の小学校・中学校を副学籍校として指定する。

イ 教育委員会は、2号様式により、指定する副学籍校長に通知するとともに、3号様式により、在籍校長へ通知する。また、4号様式により、在籍校長を通して保護者に副学籍校を通知する。

4 実施計画の立案

(1) 在籍校は、「副学籍による交流教育」を在籍校の教育課程の中に位置づける。

(2) 在籍校は、「個別の教育支援計画」をもとに、交流児童生徒に関する交流目標、交流内容や方法、副学籍校に伝える配慮事項などを保護者と確認する。

(3) 在籍校と副学籍校は連絡をとりあい、副学籍による交流教育に関する年間計画を立案する。

立案にあたっては、交流教育が在籍校の年間指導計画に位置づけられることを踏まえ、他の指導計画との連続性が保てるものとなるように十分検討するとともに、副学籍校の児童生徒に関する意義や目標についても確認する。

(4) 在籍校は、「副学籍による交流教育計画書」5号様式を作成し、教育委員会に送付する。

(5) 交流教育の計画は、必要に応じて随時見直しを行う。

5 引率等

(1) 交流児童生徒の副学籍校への登下校は、保護者の責任のもとに行うこととする。

(2) 「副学籍による交流教育」は、在籍校の教育課程に基づいて実施するものであり、在籍校の

教員が引率()することを原則とする。在籍校の教員が引率できない場合は、保護者が付添いを行うこととする。ただし、交流児童生徒の状態によっては、教育上の見地から、在籍校・副学籍校及び保護者の了解のもとに、引率を行わずに交流教育を実施することも認められるものとする。

()この項における「引率」とは、副学籍校内における交流児童生徒への指導をいう。

6 副学籍校の配慮事項

副学籍校は、在籍校と連携し、交流児童生徒の障害の特性等について理解するとともに、必要な配慮を行うように努める。

(1) 安全面の配慮

交流児童生徒の障害の状態を理解した上で、施設設備上の安全確保に十分留意する。

(2) 学習面での配慮

ア 机、椅子、ロッカー、靴箱等の備品については、可能な範囲で用意する。

イ 教科書は、一時的な貸与などについて検討するが、購入する必要がある場合には、保護者負担とする。学習プリント、配布資料については、交流児童生徒についても用意する。

ウ 座席の位置、学習への参加方法、必要な支援については、在籍校と相談して可能な配慮を行う。

(3) その他

ア 交流児童生徒の出席状況等について適切に記録する。出席の記録書式例参照

イ 給食交流を行う場合、給食実費は保護者負担とする。

ウ その他の交流児童生徒に対する必要な配慮について検討する。

7 評価

(1) 随時の評価

在籍校と副学籍校は、随時連絡をとりあい、両校及び交流児童生徒の保護者との間で、交流児童生徒の様子、交流教育の実施状況等について共有するように努める。

(2) 年度末における評価

在籍校と副学籍校は、年度末に、「副学籍による交流教育計画書」 5号様式 に基づき、交流の状況について振り返り、交流児童生徒及び副学籍校児童生徒の目標達成状況、交流内容、実施体制等について評価を行う。

在籍校は、副学籍校との話し合いに基づき、「副学籍による交流教育実施報告書」 6号様式を作成し、教育委員会に提出する。

学習指導要録については、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に副学籍校名及び必要な内容を記載する。

8 その他

「副学籍による交流教育」の実施に際しては、本要領の他、教育委員会が作成する「副学籍による交流教育実施の手引き」によるものとする。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

第 号
平成 年 月 日

(副学籍を置く学校長あて)

横浜市教育委員会

副学籍校の指定について(通知)

横浜市立特別支援学校に在籍する次の児童生徒について、貴校を副学籍校として指定いたします。

つきましては、副学籍による交流教育にお取り組みいただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 児童生徒氏名
- 2 在籍校・学年

問合せ先：教育委員会特別支援教育課
電話 6 7 1 - 3 9 5 8

第 号
平成 年 月 日

(在籍学校長あて)

横浜市教育委員会

副学籍校の指定について(通知)

この度、貴校に在籍し、副学籍による交流教育を希望する児童生徒の「副学籍校」の指定について、次の通り決定いたしましたのでご連絡いたします。

つきましては、今後、保護者及び副学籍を置く学校との連携のもと、交流教育の推進にご協力ください。

なお、保護者あての別添「通知書(4号様式)」につきまして、学校からお渡しくださるよう併せてお願いいたします。

記

- 1 児童生徒氏名
- 2 副学籍校

問合せ先：教育委員会特別支援教育課
電話 6 7 1 - 3 9 5 8

第 号

平成 年 月 日

保護者 様

横浜市教育委員会

副学籍校の指定について（通知）

次の学校をお子さまの副学籍による交流教育実施校として指定いたします。

記

副学籍校名	
児童生徒氏名	
学 年	
在籍校名	

問合せ先：教育委員会特別支援教育課

電話 6 7 1 - 3 9 5 8

平成 年度 副学籍による交流教育計画書

平成 年 月 日

横浜市立_____特別支援学校

校長

作成日 年 月 日

1	交流児童生徒名		
2	学部 学年	学部	年
3	保護者名		
4	担当教諭		
5	副学籍校名		
6	副学籍校担当者名		
7	交流期間		
8	交流目標		(交流児童生徒の目標) (副学籍校児童生徒の目標)
9	交流内容	行事名	内 容
		授業名	内 容
10	交流方法	交流期間	年 月 ~ 年 月
		交流回時数	月 回数 又は 年 回、総時間 時間
		付き添い者	1 回目
		付き添い者	2 回目以降
11	評価の観点		(交流児童生徒の目標) 個別の教育支援計画の目標に基づく評価 (副学籍校児童生徒の目標)
12	配慮事項 ・ 指導面 ・ 移動面他		

特別支援教育課長

副学籍による交流教育実施報告書

平成 年度、副学籍による交流を実施した内容等について次のとおり報告いたします。

平成 年 月 日

横浜市立 特別支援学校

校長

1	交流児童生徒名			
2	学部	学年	学部	年
3	担当教諭			
4	副学籍校長名		学校	校長名
5	副学籍校担当者名		担当学年他 () 教諭名	
6	交流期間		年 月 ~	年 月
7	交流目標		(交流児童生徒の目標)	
			(副学籍校児童生徒の目標)	
8	交流内容	行事名	交流の様子	
		授業名	交流の様子	
9	交流方法	交流回数	行事交流回数 回	授業交流回数 回
		交流時間数	行事交流時間数 時間	交流時間数 時間
		付き添い者	担 任 回	保 護 者 回
			その他 回	
10	評価	(在籍校)		
		(副学籍校)		
11	取組の評価と課題	(在籍校)		
		(副学籍校)		

副学籍による 交流教育のご案内

横浜市では、特別支援学校で学ぶ子どもたちが、お住まいの地域の小・中学校の行事や学習などに参加する副学籍による交流教育の取組を行っています。

放課後も一緒に
遊ぼうね

地域のお祭りに
近所のお友だちと
いっしょに行ったよ



とても楽しかったよ

友だちがたくさん
できたよ

副学籍による交流教育の内容

お住まいの地域の小学校または中学校を、お子さんの「副学籍校」として指定します。

指定を受けると、「副学籍校」から学校だよりが届けられたり、お子さんが「副学籍校」の学校行事や授業に参加したりするなどの活動が行われます。

この取組は、お子さんが地域の子どもたちとふれあうことを通して、よりよい人間関係を育み、お子さんの活動の場を広げていくことを目的としています。

対象となるお子さん

市内に居住する市立特別支援学校の小学部・中学部で学ぶお子さん。

副学籍の申し込み方法

副学籍による交流教育を希望する場合は、ご意向を在籍する学校にお申し出ください。

なお、年度途中でも、随時お申し出を受け付けます。

横浜市教育委員会

問合わせ先

045-671-3958 FAX 045-663-1831 特別支援教育課

居住地校交流実施状況

平成18年10月1日現在

	小学部 実施人数 / 在籍数 (実施率)	中学部 実施人数 / 在籍数 (実施率)
盲学校 (1校)	8人 / 27人 (30%)	1人 / 14人 (7%)
ろう学校 (1校)	23人 / 36人 (64%)	3人 / 21人 (14%)
知的障害養護学校 (2校)	47人 / 140人 (34%)	22人 / 128人 (17%)
肢体不自由養護学校 (5校)	106人 / 210人 (50%)	22人 / 110人 (20%)
病弱養護学校 (1校)	3人 / 12人 (25%)	5人 / 13人 (38%)
計 (11校)	187人 / 425人 (44%)	53人 / 286人 (19%)



副学籍検討プロジェクト会議等における審議経過

回	実施月日	検討事項等	主な検討内容
第1回	平成17年 8月25日	(1)検討プロジェクト 設置要綱 ・委員長選出 (2)副学籍の概念につ いて	・市立盲・ろう・養護学校における居住地校交流実 施状況 ・副学籍の概念の確認 ・副学籍推進モデル事業計画の検討 ・推進プロジェクト会議開催スケジュールの決定
第2回	9月28日	(1)居住地校交流の成 果と課題 (2)推進モデル校事業	・居住地校交流の成果と課題について ・居住地校交流の実施事例報告 ・副学籍推進モデル事業実施に当たっての論点整理
第3回	11月15日	(1)副学籍推進モデル 事業実施状況(20校) (2)副学籍実施要綱 (骨子)について	・副学籍推進モデル事業実施状況の報告 ・モデル校の取組事例報告 ・副学籍の手順(流れ)イメージの検討 ・「副学籍実施要綱(骨子)」の検討 ・「副学籍実施の手引き」作成について
第4回	平成18年 3月28日	(1)副学籍推進モデル 事業実施状況 (2)副学籍実施要綱に ついて	・モデル校の取組事例報告 ・「副学籍実施要綱(骨子)」の検討 ・「副学籍による交流教育の手引き(素案)」検討 ・18年度実施計画の検討
	10月4日	【副学籍推進担当者連絡会】 (1)平成18年度居住地校交流の実施状況及び課題 (2)副学籍の実施に向けた取組、情報交換等	
	12月18日	【第4回盲・ろう・養護学校再編・整備等検討部会】 (1)副学籍検討プロジェクト会議検討経過の報告 (2)「副学籍実施要綱(案)」の説明 (3)「副学籍による交流教育推進の手引き(構成案)」の提示	
第5回	平成19年 2月2日	(1)「副学籍実施要綱 (案)」 (2)「副学籍による交 流教育実施の手引き」	・「副学籍実施要綱(案)」の検討 ・「副学籍による交流教育実施の手引き(案)」の検討
	2月20日	【第5回盲・ろう・養護学校再編・整備等検討部会】 (1)「副学籍実施要綱(案)」の検討 (2)「副学籍による交流教育実施の手引き(案)」の検討	

平成17・18年度 副学籍検討プロジェクト会議名簿

区 分	氏 名	所 属
学識経験者	細村 迪夫	元国立特殊教育総合研究所理事長
	関戸 英紀	横浜国立大学教育人間科学部助教授
学校関係者	古川 伸吉	横浜市立小学校長会副会長（横浜市立青木小学校長）
	武井 章*1	横浜市立中学校長会副会長（横浜市立緑が丘中学校長）
	芹田 公一*2	横浜市立中学校長会副会長（横浜市立大鳥中学校長）
	溝口 謙*1	横浜市立上菅田養護学校長
	吉田 雄二*2	横浜市立上菅田養護学校長
	齋藤 政和	横浜市立盲学校長
	郡 正文	横浜市立聾学校長
	村上 勝美	横浜市立本郷養護学校長
教育委員会 関係課長	金子 勝巳	教育政策課長
	河野 良雄	小中学校教育課長
	恒松 芳一	施設管理課長
	内野 良一	人権教育担当課長
	太田喜久男	特別支援教育相談課長
教育委員会 関係課指導主事	持丸 隆一	教育政策課指導主事
	小笠原慎一	小中学校教育課首席指導主事
	小林 靖	小中学校教育課指導主事
	高橋 正彦*1	高等学校教育課首席指導主事
	鈴木 英夫*2	高等学校教育課指導主事
	梶川 純	特別支援教育相談課指導主事
事務局	石川美枝子	特別支援教育課長
	樽山 京児*1	特別支援教育課担当係長
	吉利 雅夫*2	特別支援教育課担当係長
	佐竹 誠司	特別支援教育課主任指導主事
	齋藤 肇	特別支援教育課主任指導主事
	佐々木徳子	特別支援教育課指導主事
	鴨志田岳志	特別支援教育課指導主事
	宇佐美高司	特別支援教育課事務吏員

：委員長、：職務代理者、*1：17年度、*2：18年度

副学籍による交流教育実施の手引き

～共に育ち、共に学ぼう この横浜で

“交流教育”による共生社会の実現をめざして～

平成19年4月発行

編集・発行 横浜市教育委員会事務局特別支援教育課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-3958

FAX 045-663-1831

<http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/>

この手引きは、横浜市教育委員会のホームページでも閲覧できます。